

# 日本福音ルーテル教会 百年史論集 第5号

---

---

復活日考——戦時中のイースター・西恵三

初期ミッションボードと最初の宣教師たち・徳和義和

座談会「戦後のルーテル教会(その1)～第二次大戦から戦後にかけて～」

《エッセイ》自立教会の誕生の歴史に関して・宝珠山幸郎

日本福音ルーテル教会の

日本基督教団参加と離脱の経緯・石居正己

---

---

百年史委員会



日本福音ルーテル教会  
百年史論集 第五号



## 目次

復活日考―戦時中のイースター―	西 恵三	五
初期ミッションボードと最初の宣教師たち	徳善義和	二一
座談会「戦後のルーテル教会（そのⅠ）―第二次大戦から戦後にかけて―」	宝珠山幸郎	四三
《エッセイ》自立教会の誕生の歴史に関わって	石居正己	五三
日本福音ルーテル教会の日本基督教団参加と離脱の経緯	徳善義和	五九
あとがき	徳善義和	一〇二



## 復活日考——戦時中のイースター——

西 恵三

「なぜ、生きておられる方を死者の中に捜すのか。あの方は、ここにはおられない。復活なさったのだ。」

ルカ二四、五、六。

『日本福音ルーテル教会史』（昭和二九年発行以下六十年史）第一篇第三章第三項「最初の復活主日礼拝」は「明治二十六年（西暦一八九三年）四月二日は、この年の復活主日であった。この輝やかしい聖日を期して、佐賀市松原町明治橋通七八番地の仮会堂、佐賀十字教会に於て、最初のささやかな礼拝が行われた。<sup>(1)</sup>（原文のまま）」という書き出しで、日本に於けるルーテル教会誕生の記録を残している。この最初の礼拝が<sup>(2)</sup>いと厳肅にとり行われたのがイースターの夕であったことは本論集シリーズ第三号の中で坂井信生氏が『山内量平評伝（その二）』に紹介されたが、その目で六十年史の続きに「同じ佐賀市内で西教会と称されていた既設の日本基督教会の会員が数名、応援のために出席してくれて礼拝を賑やかにし、又通りがかりの人々が外から立ち覗く者二十名ばかりそれで辛じて集会ができた。これが日本福音ルーテル教会の最初の礼拝であり、また新しい聖言を告げる第一回目の伝道集会でもあつた。<sup>(3)</sup>」という文章の意味が明らかになってくる。

私は約百年前にアメリカ南部一致ルーテル教会の外国伝道局で日本伝道に関心の方々が、何故この佐賀の地に最初の伝道の種を播かれたのであろうか？ 日本列島全体から見れば、その中央から遠く南に離れた九州の地を選ばれたのであろうか？ という謎の一端に触れようとして、昨年（一九九〇年）十二月七、八日始めて佐賀の地を訪

れた。(全く偶然であるが、この日は太平洋戦争が勃発して丁度五十回目の同月日にあたる。)最初の宣教師シェラー氏が宿を定められた南堀端の元多久屋敷は、佐賀城跡の南側に沿った中約八十米の堀の南側にあったことは想像されたが、現在はすっかり変つてしまつて城南中学校の一部になつてしまつていたのであるのか?。栄城・亀甲城・葉隠城・沈み城などと呼ばれている鍋島三十六万石の居城跡は再度にわたる火災で焼失し、明治維新の頃の佐賀の役を彷彿とさせる弾痕が残る鯨の門を潜りぬけ、彼が宣教の傍ら週五日一日四時間の英語教師という激務を遂行した県尋常中学校(のちの佐賀中学校、現在の佐賀西高校)へと歩を進め、その校庭をゆつくり横切つて最初の伝道所となつた佐賀十字教会が所在したと思われる松原町明治橋通りへと向つた。勿論そのあたりは全く変貌していて教会跡の同定は不可能であつたが、六十年史にある「せつかく教会に掲げられた最初の看板は一夜何人かの手によつて川の中に投げられ<sup>4</sup>」たと思われる小川は指摘されなければ気がつかないドブと化して見るかげもない姿を残しているにすぎない。それとは全く対照的にすぐ近くにある藩祖鍋島直茂とその先祖を祀つてある松原神社や、名君といわれた十代藩主直正を祀つた佐嘉(佐賀)神社は隣接していながら夫々鳥居や本殿等を備えその威容を誇つている。直正公は日本で最初の洋式反射炉を設け近代大砲を鑄造し、長崎や品川の台場の警備や上野及び会津若松の戦で威力を発揮させたとのこと。又明治政府が樹立されると軍艦十二隻、黄金七十万両を献上し、洋式による炭田開発、西洋医術の普及、生活用水のための水路の整備等に努められたと案内書は伝えている。又城内公園内にある図書館や博物館に保存されている鍋島藩政期の資料や県下の考古、歴史、美術工芸品などから察すると、その当時はこの地方の中心的進歩的な都市だつたと思われて来るのである。更に歩を花房小路(現在の水ヶ江二丁目)へと進め、佐賀教会に三浦芳夫牧師を訪ね、教会に残る毛筆で達筆に書かれた教籍簿や古い記録に接して先人達の残された貴重な資料を眺めつゝ百年に近い歴史の重みをひし／＼と感じたのである。そこで三浦牧師に教えられたことの一つに、たま／＼私が宿泊した国家公務員共済組合連合会の佐賀宿泊所有明荘は、現在の西高校に移転する前の佐賀中学校の所在した場所らしいとの

ことで、当時は未だ若かった宣教師たちが活躍された同じ場所で一夜を過ごすことができた幸運を神に感謝しつゝ、佐賀の地を離れたのである。

さて坂井信生氏は前出の評伝に続けてピーリー氏がこの夕べの礼拝について残された記録を「佐賀での最初の公のキリスト教の礼拝は、一八九三年（明治二六年）三月二日のイースターに、この礼拝所で行なわれた。」<sup>5)</sup>と紹介し、三月と四月の誤記が暗に示摘されている。明治二十六年三月二日は木曜日であり、その年の復活日が四月二日の日曜日であったことを示す参考資料として、その当時日本に於ける暦の原本となっていた本暦（伊勢神宮刊行）の三月と四月を掲載しておく（第一図）。詳細は後にゆずるとして、復活日等の教会の行事をとりきめる教会暦と、私共が日常生活に用いている暦と、所謂天文学的な暦とは、できるだけ一致するように努力されてきたが、厳密に合致させることには成功していない。明治廿六年暦についてみると、春分（春季皇霊祭）は三月二十日であり教会暦の三月二十一日を春分とするという取きめとは一日の違いはあるが、その直後に来る満月（望）は四月一日土曜日で教会暦が独自の方法できめている朔望表の第十四日目と一致しているので、その次にくる日曜日四月二日を復活日とすることと一致しているわけで、ルーテル教会の誕生は明治二十六年四月二日の復活日であることが確認されたことになる。

さて私共が日常何気なく使用しているカレンダーや時計は、現在の型式になるまでには人類が発祥以来の極めて長い歴史的な背景があることは、この方面の専門の方々の極めて広範な研究や多数の著書の示す通りであり、又昨今の科学技術の発展による測定精度の向上に伴って現在でも解決していない問題が山積していて真摯な研究が続けられている分野であるが、本稿ではそのことに関して記述するのが主眼ではないので厳密な詳細は専門書にゆずるとして、私共の日常生活上何とか支障がない現状を基にして話を進めることにする。元来暦法とか時法とかは、人類が大自然に包まれて生きてきた間に、周期的に繰返してくる現象に着目して一日、一月、一年という生活に密着した時の流れの基準をきめようと努力し改良を重ねてきた結果の集積とみることができよう。当然のことながら一日は地球の自



転、一月は月の朔望、一年は地球の公転に関連したものであるから天文学的な取扱いを受ける領域であり、厳密には地球の自転や月の運動や太陽のまわりの地球の公転等の外に最近では時間の単位に原子振動が採用されるようになってからは原子物理学の分野も加味されて、諸現象の精密な観測や実験結果と理論的考察が、車の両輪の如く作用し合つて進歩しつゝある研究分野である。(本稿では仮に天文暦と呼ぶことにする。)一方地球上に生息してきた人類にとつては、東の空から太陽が輝き始め朝となつて一日の働きにでかけ、あたりが暗くなる夕べには住居にもどり、夜の家族との団らんや安らぎの時を持つ家庭生活から、集団生活を円滑に行うために満月の頃の明るい夜に集り、共に語り相談し、時には楽しみの飲食からお祭りまでというようなこと、乃至は厳しい自然の中に最も適切に農耕を行うことができるように春夏秋冬という季節をできるだけ正しく衆知させることが必要であつた。(便宜上公用暦と名づけおこよう。)従つて古い時代には、このような公用暦を決定する能力のあつた人、或は身辺近くにその方面の専門家を備えた人が一部族なり一国を治める任にあたるについて不可欠な要素であつたことは歴史の示すところである。更に地球上で栄枯盛衰を繰返してきた多くの民族の殆んどが、夫々の精神的な面での働きを支える独自の宗教を持ち、之等の宗教活動には各民族の風俗習慣と密接不離の関係にあることも否定することのできない事実であり、各民族なり宗教が夫々の宗教的儀式を司るに必要な暦を持つたことも亦歴史が示している。(この方面のものは民族暦とすべきか宗教暦と称すべきか諸説があるが、本稿では最も関係の深いという点に着目して教会暦と名づけておこよう。)

以上三種の暦を如何に適切に組合せるかという工夫が長い間続けられてきているが、その困難な点を簡単にいうと、一日と一朔望月と一年という週期的な現象が丁度うまい工合に整数比になつていないということにある。先にのべたように精度的な面について現在も追求中であるが、本稿で必要な精度での数値として、一九九一年度の理科年表(国立天文台編、丸善KK発行)の数値であげると、一朔望月は二九・五三〇五八九日、一太陽年は三六五・二四二二日となつてゐる。月の朔望だけを基準にした所謂太陰暦では二九日を一月とした小の月と三〇日を一月とした大の月とを配

置して一ニヶ月すると三五四日となり、一太陽年と比べて約一日短くなる。この組合せをうまく調節する工夫として約一九年に七回の閏年（一三ヶ月の年）と一二回の平年（一二ヶ月の年）とを置き、大の月と小の月の配置方法には二四節気（小寒、大寒、立春など）と雑節（節分、彼岸など）を設けて季節の移り変りとの調整を計ったのが太陰太陽暦である。之に対して太陽暦は月の朔望を全く無視して作られたもので、その原形であるユリウス暦は  $\text{M}^{\text{C}}\text{LXXIV}$  六年ユリウス・シーザーによつて制定された。之は四年毎に一日の閏日を一年の最終日（現在では二月の最終日）に置き、平年を三六五日、閏年を三六六日とする暦法である。しかし之では一年の長さは平均して三六五・二五〇〇日となり先に示した三六五・二四二二日より長くなり、この分が除々に積算されて季節とのズレが約一〇日と目立ち始めた頃、教皇グレゴリオ十三世によつて一五八二年に改暦が断行された。即ちユリウス暦による十月四日（木）の次の日、一〇日分を差引いてグレゴリオ暦の十月十五日（金）（曜日が続いていることに注意）となし、以後は四〇〇年に九七回の閏年（西暦年数が四で割り切れる年を閏年とする。ただし一〇〇で割った商が4で割り切れない年は平年とする）と改良を行つて現在に到っている。日本では明治五年（一八七二）改暦に関する大政官達第三三七号（大政官とは後の内閣にあたる）によつて当時施行中の太陰太陽暦であつた天保暦（所謂旧暦）の十二月三日を太陽暦であるグレゴリオ暦の一八七三年の年初に合せて新暦明治六年一月一日（水）として出発した。当然のことながら改暦というのは多くの人々の生活や宗教に関係することなので、すべての事が極めて急激に変化しつゝあつた明治初期の改暦断行にあつては、数多くの混乱があつた様子はその方面の歴史書にくわしい。国際的にもグレゴリオ暦が直ちに全世界にゆきわたつたわけではなく、いろいろな国の夫々の状況によつて今世紀に入つてやつと採用にふみ切つた国もある。例えば東方正教会（欧米文献での呼び名で、日本ではギリシヤ正教会と呼ばれることが多い）圏の国々の中には一九二三年になつてやつと『東方新暦』という形で採用にふみ切つた所もある。それとても基本的にはグレゴリオ暦と同様であるが独自の置閏法を持ち、且つ又復活日の日付計算法は依然ユリウス暦に基づいて決定した後グレゴ

リオ暦とのズレを調整する方法をとっているのが現状である。このように考えるとキリスト教会全体が同一日に復活祭を持つためには今後共エキュメニカルな視点から努力が続けられることが望ましいという意見がある。<sup>(8)</sup>

何度か繰返してのべたように、本稿では復活日の日取りのきめ方に関する神学的・歴史的背景を調査することが主眼ではなく、初代のキリスト教会の多様な神学的論争や古い伝統を持った諸民族の暦法の背景をふまえて、現行の基本をなしている紀元三二五年のニケア宗教会議の際、ともかくも得られた統一見解を掲げることから出発することに<sup>(9)</sup>したい。それによると復活祭は春分の日または春分後の最初の満月の後の最初の日曜日に行うということである。こゝで春分の日とか満月の日取りは基本的には教会暦の数表によって決められるわけで、可能な限り天文暦に近づける努力が続けられているが、厳密には天文学的な春分日とか望とかとは一致しない場合が生ずる。先づ教会暦による春分の日は三月二十一日と固定され、丁度紀元三二五年のニケア宗教会議の頃に使用されていたユリウス暦による春分日に近づけたが、ユリウス暦の持つ欠陥が顕者になつたグレゴリオ十三世の時代（一五八二）改暦の断行によつてその翌年一五八三年のグレゴリオ暦の春分日三月二十一日が教会暦の春分の日と一致するように調整された。こゝで注意深い読者の方々は『春分の日』と『春分日』という二つの使い方に御気付きの事と思う。之は日本に於ける「国民の祝日に関する法律」（昭和二十三年七月二十日、法律第一七八号）の中に「春分の日は春分日」と取りきめてあることを適用させて頂いた。つまり日本では国民の祝日にする春分の日は春分日だということである。それでは春分日をどう定義しているかという点、天文学的な春分（という瞬間）を含む日であり、日のキレ目は中央標準時によるとしてある。天文学的な春分とは視太陽（地球から見た太陽の方向）が天の赤道をよぎる瞬間としている。（厳密には秋分もあるが）中央標準時とは、明治十七年（一八八四）に開催された『国際子午線並びに計時法会議』での決議を受けて明治十九年（一八八六）七月十二日の勅令第五一号の公布に示された如く、明治二十一年（一八八八）一月一日より全国一斉にイギリス・グリニッチを基準とした東経一三五度の子午線（従つてグリニッチ平均太陽時）

M. T. 或は世界時 U. T. とは九時間の時差がある) での時刻系のことである。(それまでは東京付近は東京の、大阪付近は大阪のというように各地の時刻を用いていた。) 従つて今年一九九一年は三月二十一日が春分日であつたが、日本では来年一九九二年再来年一九九三年は三月二十日が春分日と予報されていて、教会暦が固定している春分の日三月二十一日とは一致しない。このような何となくスッキリしない気持のする事をどのように考えたらよいのだろうか。私は個人的には天文暦も教会暦も、夫々目指している方向なり中心点が何であるかをよく整理して考察すれば解決することだと考えている。即ち自然現象を観察して研究してゆくうちに明らかにされていく成果を眺めて満足する一方残された問題を追求するために更に高精度の実験とか観測という無限に続く自然科学的な手法は人類が持っている知識欲という観点から尊重されるべきであると同時に、人間の内面的な方面から人間を含めた自然なり宇宙を捕え、生きていく上での喜びや意義を見出そうとする宗教的な働きも不可欠であつたという歴史が示す真実を見逃すべきではないといことである。現在に比べれば天文学的な知識がはるかに未熟であつたニケア宗教会議の時代に、それまでに極めて複雑に入り組んだ民族暦や宗教暦を何とかとりまとめて三月二十一日を春分の日と固定したやり方は、世界各地の局所時(例えば日本では中央標準時)をどのように調整したらよいかという問題が今世紀になつてやつと解決された事を考えると、その仕事にたずさわつた当時の人々の合理性は正に驚異的であつたとさえ考えられるし、又グレゴリオ十三世の頃になつて教会暦と天文暦との調整を見事になしとげた大胆さにも只感服するのみである。日本人は正確さを好み取決められた事柄に従順な民族であるという評判を耳にする。しかし正確さとは何を目標としての事か、又取決めるべき事柄の中心点は何なのか等の考察に関して、夫々の時代の世相に安易に押し流される傾向が強かつた事も歴史の示す所であり、又国の政治をあづかる方々がこの傾向をうまく利用し人々を上手に巧妙に操つてきた一面のあつた事も見逃せないことである。その一例として第二次世界大戦中に生じた復活日の取り決めについて書き残しておきたいというのが本稿のねらいである。

事の発端は百年史委員会に於ける懇談である。この委員会は昭和六十一年（一九八六）十一月十三日（木）の第一回から始まり、現在までに二十五回持たれているから平均してほぼ二ヶ月に一回の割合で開催されている。記録によると第八回の委員会（一九八七・一〇・一四）で、私が担当すべき旧東海福音ルーテル教会（E.L.C.）の最初の礼拝が昭和二十五年（一九五〇）四月二日の棕櫚の日であったと紹介した時に日本福音ルーテル教会の最初の礼拝も同じ四月二日であったがそれは復活日だったと話が及んだ際、私は自分の記憶の中に戦時中に復活日の日付けが二回に分かれて採用されたことがあった話を披露したことに始まる。しかし委員の方々の中では戦時中に教会生活をしその頃の出来事を幾分なりと記憶に留められる年令に達していたのが私一人であったためであろうか、何かしつかりした証拠を見付けなければ信用されないという雰囲気を感じとって調査に着手したのである。先づその事は戦時中であつた事は確かであつても昭和何年であつたかを知る必要がある。私が長年勤務していた東京大学・東京天文台には、その調査の手がかりを取得できる天文暦に関する資料が所蔵されているのは眞に好運であつた。もつとも戦時中の資料は世界全体が極端な物資欠乏の状態のためか欠落している部分もあり、又所蔵されている資料も大へん粗悪な紙質のためその取扱いは慎重な配慮が必要であり可成りの長時間を要したが、苦心の末昭和十八年（一九四三）が最も可能性の高いことを見付け出した。参考のためにその年の日本の資料としては理科年表を選び、外国のものとしてはルーテル教会に最も関係が深いものと考えてドイツのものを示しておく（第二図）。之等の資料の要点を更に分り易くするために、天文学的に昭和十八年三月二十一日を中心にしたその年の春分と満月を図示してある（第三図）。図中上の時系は世界時（グリニッチ平均太陽時を基準にしたもの）で、春分は三月二十一日、日曜日の十二時三分、満月（月令十五・六）は二十二時八分で春分日と満月と日曜日が重なった珍らしい年だつたことがわかる。教会暦が採用している満月というのはその年のエパクト（歳首月令）を基準にして作られた数表による月令十四日ときめられているので、之に従うとこの年は三月二十日（土）が満月に当り、従つて春分の日の直後の満月は二九日あとの四月十八

第2圖



Berliner Astronomisches Jahrbuch

1943

188. Jahrgang

Herausgegeben vom

Copernicus-Institut (Astronomisches Rechen-Institut)

Zeit- und Festrechnung 1943

Das Jahr 1943 entspricht dem Jahr 6664 der Saisianischen Periode und dem Jahr 1451-1452 der Byzantinischen Ära.

Gregorianischer Kalender

Table with 2 columns: Gregorianischer Kalender (Golden Zahl, Epochen, Sonntagstabelle) and Chinese Calendar (Seitangnummern, Ostereinstimmung, etc.)

大陽 昭和十八年三月 1943

Table for the month of March 1943, showing astronomical data for the Sun (大陽) and Moon (月) with columns for day, time, and position.

Summary table for the month of March 1943, showing average values for various astronomical parameters.

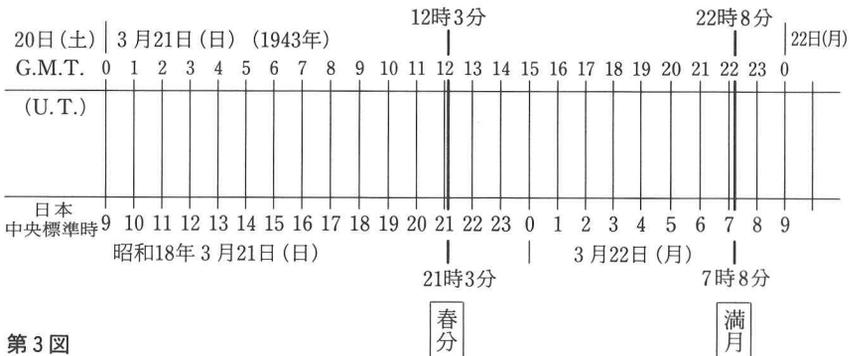
大陽 昭和十八年三月 1943

Table for the month of March 1943, showing astronomical data for the Sun (大陽) and Moon (月) with columns for day, time, and position.

Summary table for the month of March 1943, showing average values for various astronomical parameters.

日(日)となり、満月の日が日曜日と重なる場合はその次の日曜日にするという取  
 きめに従って四月二十五日の日曜日が復活日となるわけで、ドイツ暦の中に見られ  
 る Ostersontag……25. April となり致しつゝる。(聖文舎発行の教会手帳には復活  
 日は年々、三月二十三日から四月二十五日の間を移動する旨記されている。従つて  
 この年は最もおそい日付けの復活日となったわけで、グレゴリオ暦が採用されてか  
 らは、一六六六年、一七三四年に続いて今世紀では最後のものとなった。) 下段に  
 示すものは日本の時系で世界時とは九時間差のある中央標準時によるものを示して  
 あるが、春分日は三月二十一日の日曜日であるが時差の関係で満月は三月二十二日  
 の次の日曜日である三月二十八日を復活日と考えたいという主張が起つたのではな  
 いかと推論したのである。

当時私が籍のあつた大阪教会(現在の天文寺教会の隣接地に所在していた)の牧  
 師は小泉昂先生で現在の京都教会牧師小泉潤先生の父で大へん厳格な方であつた。  
 戦時中の頃で人数の極めて少くなつた日曜(教会)学校の先生をしていた私は、復  
 活日の特別の催しを計画する必要上、その日取りについて起つた出来事を記憶の中  
 に留めることになつたのも一因と考えられよう。同時に次の点にも留意して頂きた  
 い。六十年史には小泉昂牧師について「資性きわめて直情逕行で説の妥協をゆるさ  
 ず、よく論談し個性の強い信念の人であつたと共に、また綿密な実行家でもあつ  
 た。児童教育に深い関心をもち、又教会礼拝学にも一見識をもつていた。」と紹介



第3図

されているが、調査を進めるにつれて当時の小泉牧師の言葉「日本ではイースターを三月二十八日に決めたようだが、私共の教会ではドイツルーテル教会の四月二十五日にする」と極めて強い口調で宣言された様子が、モノクロのテレビ画面が除々に色づけされてくるような真実味を帯びてくる実感を味ったのである。次にルーテル神学大学の図書館に配架されているいろ／＼な教会の歴史叙述を詳細に戦争中に関するものを重点的にしらべたが、その殆んどが記録不完全であり、当時の教会の苦悩をいやが上にも悟らされた。一例として日本基督教団茅ヶ崎教会六十年史（一九八七・十一・一発行）の年表の中に「四・二十五（日）復活節礼拝」とあるのを見出したが、三月二十八日については見出すことができなかった。そこでその頃活躍され、元気に存命中の牧師先生や信徒の方々に質問したり、ルーテル教会の中で古く伝統のある教会例えば佐賀、久留米、大阪、京都、東京などに当時の記録や週報等の資料の有無について問合せたがその成果は皆無であり、遂に本稿も断念せざるを得ないかと考えたのが昨年（一九九〇）八月の終り頃であった。記録・保存に関しては定評のある青山四郎牧師は、当時中国大陸方面に出征中であつたと六十年史には記されているので、恐らく駄目であろうと思いつゝ電話したのが昨年（一九九〇）九月二十日の事であつた。受話器の向うから聞えてくる応答は予期した通りであつたが「でも、もう少し調べてみましょう。」と心細い期待のまゝその時は終つた。九月二十八日はルーテル神学大学附属のルター研究所が開設五周年を憶えて記念式を行った日であるが、それに続

三	(四)	21	回	満月	22	回	満月
<p>Palm Sunday          受洗日 世森牧師          信仰の倫理          mark 10:3 (4) 回</p>							
<p>復活節(日本)          時差 141. 米田 四月 = 25日          三浦 永代 - X 復活          亦 聖經式          和田 香苗 母方 = 25日          笠原 風香 入          28 雨 (17)          29 (17)</p>							

第4図

いて行われた祝賀パーティーを早目に切り上げて帰宅した夕方に、青山牧師から電話が入った。その第一声は「ありました。ありましたよ。父（青山彦太郎牧師）の残したメモ帖にチャンと書いてあります。『時差のため』とも書いてあります。……すぐコピーを送ります。」私が興奮のあまり大声で電話している様子を見て、家族全員が何事が起ったのかと驚いたようであった。そのコピーの必要な部分だけをこゝに掲載してある（第四図、青山牧師には了解済）。当時神学校教会（現武蔵野教会）は青山牧師が出征中で北森嘉蔵先生が責任牧師の任にあり、三月二十一日には「信仰と倫理」と題して説教され、三月二十二日の欄には『満月』とあり、三月二十八日の欄には「復活節（日本ノ）（時差のタメ。米國ノハ四月二十五日）」と明記され三浦家牧師（前九州女学院短大長三浦義和牧師の父、現八王子教会三浦謙牧師の祖父）により「 $\times$ （キリスト）の復活」と題した説教があり聖餐式も行われたことが明らかにした。この内容を第二十四回百年史委員会（一九九〇・十一・十三火）で報告すべく、十一月十日（土）にルーテル神学大学図書館の諸教会史などを確認のため眺めていたら、一冊の教会史「西片町教会百年史」（一九八九・十・八発行）が新しく配架されているのを見付け、年表の項をみると昭和十八年の欄に「二・十五復活祭の日取りを万国共通暦の四月二十五日から伊勢神宮暦による三月二十八日に変更するよう内務省からクレームが付き、『教団時報』でその旨各教会に通告<sup>12)</sup>。」とあるのを発見し、早速日本基督教団事務局に連絡して昭和十八年二月十五日発行の第二百二十六号のコピーを送って頂いた。そこには『今年の復活祭』という見出しで

「日曜学校局発行の家庭礼拝暦に今年の復活祭日を四月廿五日と定めてありますが此は万国共通の復活節日取り表に準拠したものであります。復活祭はニカヤ会議で決定されたところに據り春分又は春分後最初の満月、その直後の日曜に行ふことになって居ります。日本では本暦によると今年の春分は三月二十一日でその翌日が満月となつてゐます。その直後の日曜は三月廿八日であります。そこで家庭暦の依據したる万国共通の復活節とは日を異にするにようになりますが我教團の復活祭は三月二十八日に行ふことに致しました。何卒各教会、傳道所及所属団体はこの点明察せ

られて意義深き復活祭を御守り下さい。但し発表が遅れた為既完計画の変更をなし得ざる向はそれに依る可也。」と記録されている。参考までに西片町教会百年史に記されている『伊勢神宮曆』と教団時報の『本曆』とは同じものであつて、正確には『本曆』と呼ばれるのが正しい。之は先に述べた如く明治六年の改曆以来幾多の変遷を経て昭和十八年頃は東京大学・東京天文台で編曆に関する作業を担当し、印刷刊行は伊勢神宮が受持つていたが、国の組織上の業務は内務省の管轄下にあり、之が日本の曆の原本となつていた。この様式は太平洋戦争が終るまで続いたが、終戦後は編曆の作業は東京天文台（現国立天文台）が引続いて行い『曆象年表』という形で政府刑行物として印刷される。そのまゝでは一般に販売されていないが、内容はすべて『理科年表』曆部に含まれている。〔『曆象年表』及び『理科年表』は昭和二十八年以降はルーテル神学大学図書館に寄贈・配架されている。〕一方伊勢神宮での印刷はそのまゝ続けられているが、之が神宮曆とよばれている。当時の内務省のその任にあつて日本基督教団に対してクレームをつけた人々が、ニケア宗教会議で得られた教会曆に関する統一見解を、極めて巧妙に伊勢神宮の出版物であつた公用曆にすりかえてその時代の強大な権力におもねたと勘繰るのは行きすぎであらうか。ニケア宗教会議で得られた統一見解も決議されたものの文書としては保存されていないとのことであるし、まして当時はどの局所時（グリニッチとかローマとかエルサレムとか日本とか）を基準にするかなどは話題にも上らなかつたのではないだろうか。先にも述べた日本のいろいろの教会史を繙いて戦時中の記録を眺めてみると、例えば昭和十五年には皇紀二千六百年の奉祝信徒大会・記念祭等の開催、各教会の合同から日本基督教団の成立、各種神学校の統合等、表向きには国家権力と協調を計りながら宗教団体の法制定に対抗してキリスト教会が何とか生き残るための処置だつたのかも知れないが、その反面各個教会の統廃合等本論集シリーズ第四号中尾忠雄牧師のエッセイにも見られるような各個教会の牧師・信徒やキリスト教主義の学校や各種団体に対する弾圧や嫌がらせ等がひた／＼と押寄せて来ていた時代背景を考れば、内務省のクレームに反発を感じた人々も多かつたのではないかと思われるのである。その目で『教団時報』の通告を見直

すと、その行間に当時の心ある牧師・信徒の方の叫びを感じるのは私一人であろうか。小泉 昂牧師は昭和十四年十二月十七日大阪ルーテル教会堂を新築し献堂式をあげ、豊中伝道所も兼牧、教会附属の保育園長（教会でオルガニストをしていた私の姉が保母をしていて、小泉潤牧師は第一回の卒業生である）、教会自給の達成等、極めて多忙な牧会活動をされていたが、その過労のためか、昭和十六年末頃から胸部疾患の微候が見え始めた。同病は現在のガンにも似て当時は有効な治療薬もなく、安静にして栄養のある食物を食して体力をつけて自然治癒を待つのが最良であるとされていた。しかし戦時中食料状態も極めて悪く、奥様とまだ幼い四男一女の大家族をかゝえての生活は、体力の回復を望むには不可能な状態であったにも拘らず、すさまじいまでの伝道意欲を以て教会に奉仕された先生の、正に肺腑をえぐる様にして発せられた宣言とも取れる言葉だったからこそ、私の脳裏に深く刻みこまれたと思うのである。約五十年という長い年月の間、記憶力を備えて下さった神に深い感謝を捧げつゝ稿を閉じたい。

参考までに昭和十八年とは戦況が悪化の一途をたどり、日本軍ガダルカナル島撤退開始、連合艦隊司令長官山本五十六戦死、学徒・生徒の徴兵猶予停止、今でもよくテレビで放映される雨の中、泥まみれの神宮外苑競技場での学徒出陣壮行大会の分列行進などが行われた年である。又前年昭和十七年十二月六日には日本福音ルーテル教会創立第五十周年記念礼拝が東京教会で行われたので、近々百年を迎えようとしている私共の教会の歴史の折り返し点であった。又私事にわたって恐縮であるが、昭和十八年三月には旧制中学校五年生を終了して大阪府立の浪速高等学校（旧制）を受験し、三月五日（金）入学検査受験証票理科No.169を受取り六日、七日の第一次試験、十五、十七日の第二次試験を終え、三月二十一日（日）に合格発表者番号表の中にNo.169を見出して、喜びに満ちて新しい人生の出發を始めた頃であった。又本稿のべ切は三月三十一日（日）であるが、この日は丁度本年（一九九一）の復活日にあたる。そして又私が長年国家公務員として勤務してきた最後の日、つまり定年の日でもあった。

## 〈注〉

- 1 日本福音ルーテル教会史（昭和二十九年四月発行）、二八頁。
- 2 日本福音ルーテル教会百年史論集、第三号（一九九〇年五月三十一日発行）三六頁。
- 3 六十年史、二十八〜二十九頁。
- 4 六十年史、三十三頁。
- 5 日本福音ルーテル教会百年史論集、第三号（一九九〇年五月三十一日発行）三十七頁。
- 6 極めて多くのものがあるのでその選択に迷ったが、最新のものであり著者の知己を得ているということで一冊だけあげさせて頂くことにした。
- 青木信仰著『時と暦』東京大学出版会発行。一九八二年。
- 7 内田正男著、『暦の語る日本の歴史』株式会社そしえて発行。一九七八年。
- 8 土屋吉正著、『天の軌跡―暦とキリスト教』樂葉出版社発行。一九八二年。
- 9 CHARLES JOSEPH HEFFLE; A History of the Christian Councils, from the original documents, to the close of the council of NICAEA, A.D. 325.
- 10 六十年史、四七一頁。
- 11 茅ヶ崎教会六十年史。（一九八七年十一月一日発行）七百五十四頁。
- 12 西片町教会百年史、（一九八九年十月八日発行）百四十六頁。
- 13 日本福音ルーテル教会百年史論集、第四号（一九九一年一月三十日発行）三十頁。

## 初期ミッションボードと最初の宣教師たち

徳善 義和

### 背景

われわれの世代が知っている、直接かかわりのあったアメリカのルーテル教会は United Lutheran Church in America (ULCA 北米一致ルーテル教会) である。これがアウカスタナ・シノッドやスオミ・シノッドなどと合同して、一九六二年に Lutheran Church in America (LCA アメリカルーテル教会) となり、これがさらに一九八七年の大同盟で Evangelical Lutheran Church in America (ELCA アメリカ福音ルーテル教会) となる。これに至る歴史的経過は、アメリカのルーテル教会史の重要な局面である。しかし、本稿が取り上げる時期と主題に関して言うならば、ULCAに至る以前の、主として北米東部海岸に成立してくる、ドイツ移民の系列に立つルーテル教会の成り行きが重要だと思う。

図1を参照していただく。ドイツ系移民のルーテル教会のグループの中で最初に指導力を発揮するのは、一七四二年にアメリカにやってきたH・M・ミューレンバーグである。その働きはペンシルヴァニアから、ニューヨーク、ニュージャージーに及ぶ。彼は呼び掛けて、一七四八年に、アメリカで最初の「ルーテル教会大会」とでも言うべきものを開催する。アメリカのルーテル教会が、ドイツからの移民の各グループの入植した土地に成立する各個教会の

枠を越えて、横のつながりに歩み出す第一歩である。この大会が The Ministerium of Pennsylvania と呼ばれる組織を産む。次々と新しい大陸にやってくる移民のために、みことばと聖礼典の努めを担うべき牧師を得、教育し、試験するといふことがこの組織の重要な課題であったことを示している。

横のつながりが広がって、ドイツ系移民の各個ルーテル教会は各地方にシノッドを形成する。これらシノッドの連合体を目指して、一八二〇年に General Synod (ジェネラルシノッド) が組織された。各地方のシノッドの自治を前提とし、教理的な一致の確認にも触れない、ゆるやかな連合体である。しかし、当初はこれすら成功していない。ニューヨークは参加を保留した。ドイツ語と信条的立場にこだわるテネシーも断固としてその姿勢を貫く。改革派教会との合同のほうに気が向く、ペンシルヴァニア・ミニステリウム自体が、言い出しておきながら、一八二三年にはジェネラルシノッドから脱退する有様である。この年のジェネラルシノッド総会には、二つのシノッドが代表を送っただけであった。この危機を救い、ジェネラルシノッドの生存と発展に貢献したのが S・S・シュマッカーである(彼は一八二六年にはゲットイスバークに神学校を創設している)。南北戦争以前には、ジェネラルシノッドは当時のアメリカのルーテル派の多数をメンバーとするほどに成長していた(ドイツ以外からの移民がアメリカにきて、中西部にその各個教会、シノッドを形成していくのはこの時期以降のことである)。

南北戦争(一八六一年開戦)はアメリカ社会の多方面で南北の亀裂を生んだ。教

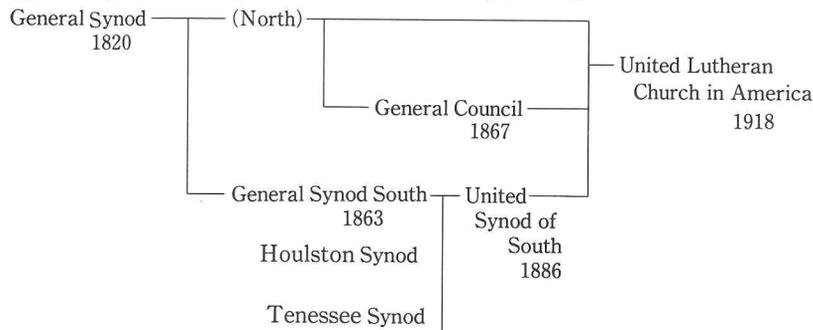


図 1

会も例外ではない。ジェネラルシノッドの総会が「南部連合国」の非難決議を行なったため、一八六二年南部の諸シノッドは揃って脱退し、一八六三年に General Synod South (南部ジェネラルシノッド) を別箇に組織するに至り、この分裂は、南北戦争終結後もつづくことになる。この南部ジェネラルシノッドは交渉の末、ホルストンとテネシーのシノッドを加えて、一八八六年には United Synod of the Evangelical Lutheran Church in South、通称 United Synod South (USS 南部一致シノッド) となる。日本伝道を決議し、開始するのは、この南部一致シノッドである。

一方、これと対比して、「北部」ジェネラルシノッドと通称されるようになる、ジェネラルシノッド内にはこのころすでに二つの神学的潮流が堅張をはらんでいた。アウグスブルク信仰告白を改訂して、「アメリカ的ルター派」の形成に向おうとするシュマツカーのグループと、アウグスブルク信仰告白に代表されるルター派の伝統に立とうとする保守的な、クラウスのグループである。後者は、一八六四年にフィラデルフィアの神学校の創設、ペンシルヴァニアシノッドの北部ジェネラルシノッドからの脱退に至る。伝統的な立場を訴えて、呼びかけたうえで、ペンシルヴァニアシノッドは他の一〇のシノッドの参加を得て、一八六七年に General Council を成立させる。

一九世紀前半から中葉にかけての、ジェネラルシノッドへの連合の努力は、政治的、神学的などさまざまな要素をはらんで、一九世紀後半には、ジェネラルシノッド、ジェネラルカウンシル、南部一致シノッドの三グループに分かれている。これが日本伝道開始期の、当座の背景である。南部一致シノッドがこれを開始、他の二つのシノッドもやがてこれに加わってくる。これについては『六十年史』などの記述にも、不分明なところがあるので、はっきり心に留めておく必要がある。この三つのシノッドが再び合同するのは、宗教改革四〇〇年記念(一九一七年)を経て、ようやく一九一八年のことである。合同した教会を United Lutheran Church in America とし、United (一致) とわざわざ呼称した心がわかるうと言ふものである。

## 南部一致シノツドの成立と外国伝道<sup>(1)</sup>

南部ジェネラルシノツド第一四回總會（一八八四年）は、「内国、外国のミツションボード」責務についての決議と、「伝道委員会」の報告を載せているから、外国伝道についてすでにこのような組織が存在しつつあったことがわかる。南部における外国伝道の始まりである。

これらの記録によると、南部ジェネラルシノツドはすでに、できるだけ早い時期にひとりの宣教師を派遣するとの決議を全会一致で行なった、とある。これを受けて、ヴァージニアのストリッカー牧師に召聘を出し、これが受諾されたが、健康診断の結果、不適とされた、ともある。他方、宣教師派遣の決議に依って、このための指定献金は十分集まったようである。委員会は、南部ジェネラルシノツドで適当な人が得られないので、北部ジェネラルシノツドのミツションボードの示唆を受けて、スワーツ (W. P. Swartz) 牧師をインドへの宣教師とする、との報告を提出し、承認されている (C)。南部と北部のこの微妙なかかわりが、のちにスワーツ辞任の原因のひとつとなる。

前述のとおり、南部一致シノツドはこのあと一八八六年に成立する。六月に開かれた第一回總會の「ミツションボード報告」は、スワーツの宣教師への招聘決定と、年俸七五〇ドル及び旅費及び必要経費の決定を伝えている (B)。ボードは、各教会に外国伝道への関心を高めるために、スワーツを各教会、各シノツドを巡回訪問させてもいる。その結果、各地に、内国、外国伝道支援の婦人後援会四〇（会員約千人）、子供の後援会六〇が結成されたという。こうしてスワーツは一八八五年七月六日ヴァージニアのウインチェスターで派遣式ののち、一二日にニューヨークを出港、一〇月には目的地インドのグントウルに到着している。總會はこの報告に基いて、スワーツの支援継続と、各地に婦人と子供の後援組織の結成を訴える決議をしている。会計報告を見れば、一八八四年一〇月から一八八六年六月

# The Lutheran

ONE LORD, ONE FAITH, ONE CHURCH.

XX.—NO. 14. NEWBERRY, S. O.—THURSDAY, D.

### Contributions.

For the Lutheran Visitor.

#### THE BIBLE AND SCIENTIFIC INVESTIGATION.

BY J. R. DAVIS, D. D.

Paul was a scientist in the true and unperverted sense of that term. So were Moses, Solomon, Job and his friends, and Elihu. Whether it was by the exercise of their God-given intellectual faculties, or miraculous illumination, it is clear from a great many of their utterances with respect to the things that are made manifest to them, that they possessed an abundant store of knowledge of the earth, of its natural phenomena and their

by the one-sided interpretations of unscrupulous scientists, that whoever shall pass over the course of either without the other shall fall of rich stores of mind furniture and heart food necessary to the highest degree of success in the achievements of life, religious or scientific. No stock of knowledge is complete without the revelations of the Bible, as the Bible shall lose much of interest and enlightening power without creditable scientific acquisitions; indeed, it will be shorn of much of its power in its glorious mission of the world's enlightenment and salvation.

The legitimate office of science is the handmaid of religion. They should therefore be assiduously cultivated together. Students of the

ARCHIVES OF THE EVANGELICAL  
LUTHERAN CHURCH IN AMERICA  
8785 W. HIGGINS ROAD  
CHICAGO, ILL. 60631-4198  
PHONE 312-380-2818

Charleston, S. C.,  
July 22<sup>d</sup> 1886

The Board of Missions & Church Extension of the United Synod of the Ev. Lutheran Church in the South met in St. John's Church at 10 a.m. above date, & was opened with prayer, the following members being present: Rev. Edward J. Horn & L.H. Probst, Maj. H.A. Metzger, C.M. Espind, Esq. & J.D. Cappelbau, Esq.

A letter was read from Rev. E.A. Wingard, asking to be excused from attendance at this meeting of the board on account of sickness in his family - Rev. W.S. Bowman, who was absent in Virginia.

Before the regular business was entered upon a temporary organization was effected & the minutes of the preceding Board were read for information as to matters requiring action at this meeting. Other papers referring to the work of Home & Foreign Missions were also laid before the board & deferred for future action.

off his shoes and felt bare-footed, or he was very rude. At home fast soon after they don't eat breakfast. At home the trees and they gram dice and is rather; but here they with shady trees, blooming flowers, as is bare and dead. He a horn by the him into the stable; tie him by the hind the cows are just not give any milk has soaked, or unless if the calf should be stuffed with straw the cow every day, you do more milk.

So also when they just opposite to our were to say, "Do you coming from the?" "a lotouchi!" "teustunava" "The ing man see you?"

In America when grow to be young women, they choose husbands and wives, to their own homes while they are still and girls, their parents or a little girl's wife of their child's friend, but always the man's parents. The have only his share his head and wear air-tight, best sea, but at home an American always with respect and courtesy here it must be shown

(上) シノッド機関紙 (下) ミッションボード会議録

までの献金は三三五二ドル七六セント、支出は二六八四ドル五五セント（スワーツ俸給一五〇〇ドル、船賃四〇〇ドルを含めて）とある。順調な滑り出しである（C）。総会の報告の主要部分と決議とは、機関誌 The Lutheran Visitor にも報じられ、年間献金目標を二五〇〇ドルとする訴えもある（V）。

この南部一致シノッドの第一回総会では、新しくミッションボードが指名された。長はE・T・ホーン、書記は、のちに専任の担当幹事となるプロブスト、会計カプアルマン（信徒）他である。この人たちが日本伝道開始期にも主として責任を負うことになる（C）。その最初のボード会議では、スワーツに年四回の活動報告を求めると共に、新たに南部一致シノッドに加わったハウルストンとテネシー両シノッドに対する広報活動を強化し、またその外国伝道への参加を促すことが決議されているほか、婦人宣教師派遣の可能性を検討し、これまた北部ジェネラルシノッドの示唆する具体的候補者について論じている（B）。スワーツの働きはインドで一応順調にスタートしたのだろうか。

一八八六年一月二日号の機関誌には、「インドからの第一の手紙のあとほとんど一年ぶり」とことわりながら、子供たちにインド人の生活ぶりを伝える記事が載せられている。アメリカでは、インドでは、と書いて、子供たち向けに具体的なのは、当然だが、いわゆる「万事あべこべ」式の観察がいささか気になる（V）。つづけて一八八七年一月二〇日号には、「インドを旅して」と泥や水との苦闘のなかの馬とテントでの旅行報告が載る（V）。三月二〇日号には無記名ながら——調子からすれば、北部ジェネラルシノッドの担当者の手になるものと思われる——「インドにおけるアメリカのルーテル・ミッション」の記事も載り、支援の訴えがなされる（V）。

ところが、そこで事情が急転してしまう。三月か四月に、スワーツがボードの——少くとも北部の——知らないうちに、帰米してしまうのである。南部一致シノッドのミッションボードは、手書の会議録に遺されているかぎりでは、第二回会議をようやく四月二七日に開いているのは、それまでの事態の順調な推移と、事態の変化とに対応するものであるのか。どこにも記録されてはいないが、スワーツの長い手紙が読まれたのち、求められて出席していた本

人を交えて協議している。内容は主として、伝道活動の遂行とその将来についてのものであったと、会議録から読み取ることができる。この間の事情はやがて一八八七年一月に開かれた南部一致シノッド第二回總會（C）のボード報告に詳しい。これによると、スワーツはグンタールのミッションにおいて、宣教師のうちの二人がひどく不一致で、自分は現地の言葉を知らないうえに、こうした問題に、努力してみてもなにも貢献できないこともあって、帰米の途につくつもりだ、というのが、先の「長い手紙」の内容であったようである。事実彼は返事を待たずに帰米の途についた。この「ボード報告」からは、スワーツが南部一致シノッドの宣教師となるまえ、一年余にわたり北部ジュネラルシノッドで働いていたことも冒頭でことわっているが、スワーツ自身も出席したボード会議の席上で、彼はジェネラルシノッドに派遣されるより以前、インドカンファレンスから派遣されて、これを現地で代表することになっていたことを明らかにしたうえで、予定よりも滞米が長くなろうと述べてもいる。ボードは彼の状況に理解と同情を示して、「スワーツの帰米を認め、当分のあいだ関連する決定を延期する」とことと、「三ヶ月を限度としてスワーツに俸給を支給する」ことを決議している（C、B）。事実、派遣母体の問題、どの団体、ボードに対してスワーツが責任を感じていたかの問題こそが、事態を複雑にしているかぎであった、と言えよう。これは関係したふたつのボードの反応の違いにも現れていることがやがて明らかになる。四月二十七日のボード会議は、この背景を判断し、分析もしたことであろう。「新しい地点での自前のミッション活動」の可能性を検討する、との注目すべきステップすら踏んでい

る。八月三十一日付でスワーツは遂に宣教師の辞表を提出し、受理される。ボードは、これが、彼が長老教会に転じることを伴っていることに遺憾の意を表明もする（V、一〇月二〇日、一二月一日）。

こういう経過の中で、いかにもデモクラシーの国アメリカなのだが、V一月二四日号は、スワーツの長文の声明を一面トップに載せる。そこでは彼は、事の経過のなかで自分としては熟慮しつつ、神の意志を聞こうとし、これに従ったのだと表明して、キリスト論と聖餐論の二点で、ルター派の信仰に立ち得ず、長老派に赴かざるを得ないと神

学的理由を中心に弁明する。ボードの——はつきりしないが、文脈からすれば北部ミッションボードのことと思われる——対応は非常に冷たく、厳しく、査問、糾明、弾劾に当たるものだったと、不満をもらす。しばらく経ってだが、これへの反論を掲載するのめまた、アメリカである（V一九八八・一・五）。一面に、北部ミッションボード幹事シヨルの記名のものである。按手以前から神学的に不明のまゝに至ったことは初耳だし、通知もなしに帰米して、その後もなんの連絡もないし、面接も決して彼の言うようなものではなかった、との反論である。ここに至ると、スワーツ個人の問題、その神学の問題があるとは言え、帰するところ問題は、派遣母体と、宣教師自身の所属意識の問題であることが明らかとなる。「自前でのミッション活動」を新しく始めることが、新しい課題となり、突如と言つてよいほど急に浮上してくるのも、理解できないことではない。小さいことだが、総会記録（C一八八七）に見られる、活動報告の Guntur Mission News の負担金の問題、北部ミッションボードからの、特定目的のための献金の、南部各教会に対する直接の訴えについての打診など、外国伝道のイニシアティブの問題になってくる。南部一致シノツドの外国伝道は「スワーツのケース」からこれを学んで、再び振り出しに戻ることになった。

### 日本伝道開始の決議から最初の宣教師の決定まで

一八八七年四月から七ヶ月、ボード幹事は真剣に検討した結果を第二回総会のボード報告のなかに要約している。「日本はこのような企てのために特別のアドベンチャーの機会を提供する。（西欧）文化の背景としてのキリスト教への関心が国内の至るところに広がっている。宣教師の途上に障害はない。歓迎されている。しかし何百万の日本人のなかでキリスト者は五万人以上はいない。（諸教派の宣教師はいるが）、ルーテルの宣教師はひとりもない。インドに宣教師を送るのと費用は変わらないし、宣教師個人の年経費もインドに比べてそれほど大きくはなからう。働

きを始めるのをおくらせる必要はない」というものである。V一八八七・五・一七に日本伝道開始の理由が一面トツプで論じられているのが、内容から言つて、この時の検討の全文であろう。これを基にした提案

「十分熟慮し、得られる最良の情報によつて、ボードがそうするのが最善と考えるなら、日本帝国で伝道を開始する歩みを進めることをボードに委ねる。ボードが一人もしくはそれ以上の宣教師を招聘し、任命し、派遣する権限を与え、心からの支持を約束する」

を受けて、一八八七年一月二六日総会はこれを可決した。併せてこれまた提案に応じて、ボードの担当幹事を専任とすることも可決しているから、日本伝道開始の決議に並々ならぬ決意をこめていたことがわかる。事実、スワーツの巡回とインド派遣以来、婦人たちを軸とする献金の支えは、その熱い祈りを伝えて余りあるものであつて、ボード報告はわざわざ、ボードへの献金収入一九六〇・三五ドルのうち、婦人後援会からの献金が八五八・二四ドルに達したと数字を上げて指摘し、総会もこの努力に感謝決議をしている。この盛り上がりはぜひとも、事実にしていかなくはならない責任がボードに課せられたわけである。

しかし、最初の宣教師の決定と派遣に至るまで約五年、ボードは苦渋を味わうことになつた。一八八七年は明治二〇年、一八九二年は明治二五年であるから、この五年の間の日本の「明治体制の強化」を考えれば、当初の日本観は本来この間にあるいは大きく修正されなければならなかつたはずで、この五年のおくれは以後の日本のルーテル教会伝道に大きな影響をもたらしたのではないかとすら考えられる。

総会の決議を受けて、その年一月二三日にボード会議が開かれる。第一に、ボード書記のプロブストが専任の幹事に指名される。第二には、日本に派遣さるべき適当な人を次回までにあげるといふ小委員会の任命である。半年後、一八八八年六月八日のボード会議では、専任幹事としてのプロブストの就任（ちなみに当時の単身の宣教師の年俸七五〇ドルと比較するために、彼の年俸が記録されているのをあげれば、一二〇〇ドルである）と、G・W・ホー

ランド博士、牧師に宣教師としての召聘が発せられ、会議記録には同博士の返事全文が記録されている。ルーテル教会の日本伝道の可能性について堅実で、積極的な評価をしつつも、多くのなかから健康、米国での自分の働き、もつとよい候補者の可能性の三点を上げて、辞退している。長い辞退リストの始まりである。以後、ほとんどボード会議の度毎に、新しい名が登場し消えていく。「開拓者精神」をもつてしても、教会の、全く新しい土地での、全く新しい伝道活動の、最初の働き人となることは難しいことだったろう。どこにも書いてはないが、少しまえまでのちよんまげと大刀、腹切りのイメージがどの程度まで生きていたろうか。それだけに最初の宣教師となるシエラーの決意のほどが知られるのである。一八八八年六月八日の会議では推薦があつて、W・A・ルツ牧師の召聘が決まる。しかし一〇月三〇日の会議はその辞退が報告され、L・G・M・ミラー牧師との交渉開始が決議され、可能ならば委員長一任が決まる。この可能性は一年余ののち、一八八九年一月一三日の会議でも論じられているが、会議記録に収められた彼の手紙も、牧師でありつつ神学校の学びをつづけており、傍らローノック大学——岸千年、平井清の二人は後にここで学んだ——の日本人留学生への関心を示してはいるが、結論を明確にはしない。一八九〇年一月一日のボード会議ではR・A・ヨダー教授の志願の手紙が紹介されながら、牧師L・A・フォクス博士を召聘することが決議される。七月には、六月に志願してきたJ・I・グッドマンについて検討し、宣教師とすることを決めて、神学と医学の勉学をつづけて、よい準備をするようにという決議が行なわれる。さらには、セイレムのローノック大学教会が経済的支持を約束して、申し出る人を第二の宣教師とすることまで決められる。一〇月二〇日の会議には、大学教会が召聘するが、派遣と管轄はボードの手にあること、大学教会は毎年千ドル献金することなど、教会側で具体的な決議をし、候補者の養成や職務、派遣時期の予想についてまで質問も出されたと記録されている。この会議には、ヴァジニアシノッドが、拠出予定額を超えて貢献するとの決議をし（記録の後半の記述によれば「さらにもう一人の宣教師をサポートする」という意味であることがわかる）、小委員会を指名して候補者の選定に当たり、ボードに連絡する

ことになったことも報告され、新しい伝道地への最初の宣教師、これに続くべき第二、第三の宣教師の派遣、支援の思いの、南部一致シノッド全体と個々のシノッド、教会、個人などにおける高まりが感じられる。しかし、候補者の選定は、セイレムの大学教会でも、ヴァージニアシノッドにおいても進まない。一八九一年四月八日のボード会議にこの状況が報告されると、目下の候補はグッドマンである。その学びの終わりと、教師試験と按手に向けて、ボードの管轄のもとに置かれることに話しが煮詰まってくるのである。しかし、一〇月二〇日のボード会議には、「個人的理由で」グッドマンの辞退が報告された。この時点で、J・A・B・シェラーが登場する。南西ヴァージニアシノッドに属するシェラーからの宣教師志願の意向を受けてすでに委員長が検討を重ねてきたところに基いて、長時間にわたる面接が行なわれたのち、ボードは南カロライナシノッドに対し、教師試験と按手の要請を行ない、シェラーをボードの管轄のもとに置いて、早い時期に派遣に至るよう措置することも決議される。この時点でボードは改めて外国伝道地の選定についても突込んだ討議をし、重ねて日本への派遣を確認した。こうして、他の外国伝道団体の例を参考に、俸給その他について規定を定めて、シェラーと契約に至ることまで決められている。このボード会議にはローク大学卒業生で、ゲッティスバーグ神学校在学中のR・B・ピーリーからの志願と、検討の結果も報告され、第二の宣教師サポートの意志表示をして、候者選定中のヴァージニアシノッドに紹介すること、このシノッドからの推薦があれば、神学校を卒業次第、宣教師とすることを決議した。こうして、ようやくシェラー、ピーリーのふたりが揃ったことになる。このボード会議は記録にとどめられるべきものになったのである。

宣教師決定に至る、この難航のあいだも、先に触れた各地の高まりと呼応に認められるように、ボードは機関紙をとおしての情報活動をつづけている。日本伝道決定の根拠となった研究の全文と思われるものが、V一九八八・五・一七に掲載されていることは既に述べた。V一九八八・一〇・二五は「日本のスケッチ」という記事の中で「日本伝道を推す理由」という段落もある。アメリカン・ボードからの転載あるいは記事であろうか。一、外来の諸悪に対

し、キリスト教を当てる。二、西欧との外交関係を結ぶための名ばかりのキリスト教承認を防ぐ。三、一国の危機に当たり、プロテスタントキリスト教こそが国の希望である。四、現状は神の祝福があり、神の時に適っていると判断される。五、プロテスタント教会は一国を一日のうちに救うという、めったに与えられないチャンスを与えられている。六、今行なわれるならば、短かい間で成果があがる。高等教育の援助が必要で、日本の独立と貢献が期待される。七、日本は「オリエントのかぎ」であつて、やがて、宣教する国になり、アジアで多面の貢献をすることになる、などである。

### 最初の宣教師たちの派遣

シエラーが最初の宣教師として派遣されることが決定を見てから、実際の出帆までは早かつた。一八九一年一〇月二〇日決定、一八九二年二月四日サンフランシスコ出帆である。J・A・B・シエラーは教師試験に合格して、一月二二日にはサウス・カロライナ州チャールストン市の聖ヨハネ教会で按手を受ける（C一八九二）。一八九二年一月には南部一致シノッド内の大きな市と教会を次々と訪ねた。ヴァージニア州スタントン市、セイレム市、ノックスビル市などである。その月末にはサンフランシスコに到着、「ボードの財政力では一トンの荷物を持たせることはできないので」、一応の衣服と必要な書籍を持って出帆したのだつた。V一月一四号には、追記に今あげた諸都市訪問の予定を記しながら、シエラー自身が自分にかゝわるストーリーを寄せている（一月九日付）。「前年の八月、シャルロットのポウマン博士をたまたま訪問したおり、会話しているうちに、面白い事実がわかつた。半世紀前、ヴァージニアの田舎の教会に、ひとりの青年牧師が訪れて、南部のルーテル教会の関心事について語つたとき、聞き手のなかにも、長いこと牧師になろうという思いを抱きながら、その頃これを断念しようと思つた青年がいた。話しのと二

人は話し合う機会があり、遂に徹夜で語り明かし、この青年は牧師になるべく、説得されたのである。この青年牧師がJ・A・B・シェラーの父、シメオン・シェラー、その時の青年がポーマン博士というわけである。こんどは青年シェラーがポーマン博士の示唆と励ましに動かされて、思いもかけず、日本への最初の宣教師に召されることになった」というのである。人と人とのつながりの中に、見えない神の導きの手、攝理を感じ取っていたであろうか。出帆直前の、V一月二八日号にはボード会長のE・T・ホーン博士の名で、シェラーの出帆が報告され、南部一致シノツドの教会員全員に、この青年牧師のうえに神の守りと祝福があるようにとの祈りの呼びかけがなされている。V二月一日号には、トップに「ルーテル教会の最初の外国伝道」と題して、一八世紀前半のツイーゲンバルクの物語が載せられたあとで、「われわれの最初の宣教師J・A・B・シェラーはサンフランシスコを出帆した。船賃を含め諸費六五〇ドルかゝる。俸給も年七五〇ドル送らねばならない。この秋にはもうひとり派遣する予定であつて、これからはボードは年三〇〇〇ドルを必要とする」と支持の呼びかけも載る。「シェラー牧師は無事二月二五日横浜に到着した。いっそうの祈りと支えをしよう」という小さいニュースが載るのはV三月二四日号である。V三月三一日号には東京築地一二番の住所でシェラーの短い第一信が載る。日毎の祈りが祝福の事実となつて、一月余の学習の努力が偲ばれもする（V四月二一日）。次のレポートは天星の歴史と、帝国議会について、であつた（V六月二日、九日に連載）。機関紙のレポートは二週から一ヶ月に一回の割で送られていたろうか。順調なスタートである。B五月六日も、C六月二二―二七日も、これらの事実を喜びと感謝をもつて記録している。

そうなれば、次はR・B・ピーリーである。これらBもCも、第二にピーリーのことを報告している。Bは六月一日にピーリーがゲティスバーグ神学校を卒業すること、ヴァージニアシノツドの伝道委員会と、ピーリーへの特別支

援についての協議がまとまったこと、六月二日の總會にピーリーが招かれること、八月のヴァジニアシノッド總會——そこでピーリーは按手を受ける——まで内国伝道の応援をすることなどを記録している。B一八九二年一〇月二日はピーリーが一月五日に出帆することと併せて、ピーリーの特別支援がヴァジニアシノッド全体でなく、それに属するウィンチェスター教会のみによって行なわれることとなり、その最初の送金があったことを記録にとどめている。V一二月二日号には、ピーリー到着を迎えたシェラーの手紙が載せられている——このまえ二ヶ月ほどのあいだにシェラーの日本レポートが三回Vに掲載されている。V一八九三年一月一九日号は一ヶ月まえの発信日のピーリーの最初のレポートを載せる。一八九二年一月シェラーは、自分がやがて中学校教師の後任となつて、滞在許可を得ることになるブラッドベリーを佐賀に訪ねて、詳しい報告を外国伝道ボード会長ホーン博士宛に送っている。長文のレポートはV一月二六日号に一ページ余にわたつてつづいている。佐賀を伝道地とするきつかけとなつた報告である。V二月一六日号に掲載された一月四日付のシェラーの手紙は「到着後一週間も経たないうちに」と書かれて、佐賀についての最初の報告がつづく。三月半ばにピーリーも東京から佐賀へと移つて、シェラーと合流する。山内量平同道であり、夫妻は助手となつた。こうして四月二日イースターの主日、最初の礼拝が持たれて、伝道の実際のスタートとなつた。しばらくは伝道レポートをとくにピーリーがつづけてVに寄せている。B一八九三年一〇月二三日は「シェラー氏は中等学校教師として佐賀にいる。ピーリー氏は、東京にしばらく滞在したのち、しばらく佐賀で過ごしたが、ずっと佐賀にとどまることができるようにとの期待をもつて、新しいパスポートを待っている」と伝え、「ルターの小教理問答が宣教師たちによって翻訳され、出版された」とも付け加える。さらに、ヴァジニアシノッドがシェラー氏の俸給の責任をもつとの申し出もあり、初期にこのシノッドの財的貢献と、それを支える伝道への祈りとが大きかつたことを知らされる。

## 宣教師たちの結婚問題

佐賀での働きがスタートしてしばらく、二人の若い宣教師たちに結婚の問題が起きる。このプライベートな事柄にボードがかかわらざるをえなくなる事態である。『六十年史』や『ピーリーの日本伝道開始の記録』などでサラッと書かれているのとはいささか様子の違う記録である。

シェラーに関してC一八九五年九月へのボード報告は、彼が当時山口で働いていた長老教会宣教師ベツシー・ブラウンと、ボードの同意のもとに、一八九四年六月に結婚し、一八九五年五月一日に長女が生まれたことだけを伝えている。しかし、実際はもう少し複雑な一面をもっていた。南部一致シノツドのボード幹事と、長老教会ボード幹事のあいだに書簡の度重なる往復があり、後者がB・ブラウン派遣の費用の一部分担として五〇〇ドルの負担を前者に求めてきたのである。シェラーはこれに関して、ブラウンはすでに二年の奉仕をしており、派遣の費用に見合う働きをしたはずだ、と意見を述べる。一度にこれだけの予定外出費をする能力はボードにないと返事に、長老教会ボードは、南部一致シノツドのボードが婦人宣教師を日本へ派遣していたとしたら、旅行のために支出すべきであつただけを分担するように譲歩を示す。B（一八九四・一一・四）にこの経過を伝えたあとで「書記をして、我々がこのような経験をもたず、このような支出をしたこともないことを先方に知らしめることとする」とあるだけで結論を伝えず、以後のボード会議でもはやこの件に触れない。一八九五年のCと、一八九八年のCに付された「外国伝道会計報告」にもそれらしい支出は見られないから、この分担金は結局支出されずに終わったのではないかと思われる。

ピーリーの場合もつと複雑な問題となった。『六十年史』も、ピーリー自身の『記録』も触れていないが、一時的にせよ、ピーリーがボードのもとから離れざるを得ない事態に至ったのである。いくつかのBと、C（一八九五）

とによって、復元してみるとこうなる。

一八九四年夏、ピーリーはボードに手紙を書く。彼はヴァージニアに住む女性と婚約中であり、結婚したいが、花嫁の父は、娘が日本にもどる他教派の宣教師たちと同行して、ひとりて日本に行くことに反対なので、父親を説得したうえで、その女性をボードが送り出してほしい、という内容である。個人的な事柄に介入することを渋ったボード会長だったが、幹事をその父親のところへ送って話をさせても、父親の反対は変わらない。そこでピーリーは一八九四年夏に自費でアメリカに帰り、結婚するので、ボードが二人分の派遣旅費を支出してほしいと願った。一八九四年一月の時点で、ボードの対応は慎重である。数ヶ月待つて翌年春になって、ピーリーの健康もよく、日本での働き意志が証されれば、考慮しようというものである。C(一八九五)には、ボード会長からピーリーに宛てた一八九五年春の手紙の一部が、そのまま引用されている。会長は、派遣されてから余り年月を経ていないし、ボードの財政に旅費のみならず、結婚後の俸給、住居などに対応する余裕が目下ないから、併せて南部一致シノツドの教会員の気持も考えて、結婚を一年待つてほしい、という卒直な手紙である。ピーリーはこれに答えて、ボードと交わした契約を破つてでも、その夏帰米して結婚すると返事を書き、実際アメリカに戻つてしまった。B一八九五年六月二四日には、ボードは往復した書簡を取り上げ、検討のうえ、帰米のピーリーを呼んで、個人的事情の説明と、伝道活動の報告をさせ、後者についてはこれを歓迎した。しかし、「ボードの指示に反して帰米したピーリー氏の行動を認めないことを記録にとどめる。彼がボードとの契約を破つたので、俸給の支給は九月一日をもつて終わりとする」という会長の決定を承認する。近く開かれるシノツド総会で新たに選出されるボードに、ピーリー氏の日本での働きの継続の問題を委ねることとする。ピーリー氏にこのような行動を取るよう勧めたシェラー氏にも我々の不満を伝える」という決議に至った。

この時のピーリーの「活動報告」は、C一八九五年九月一八―二一日に八ページにわたつて掲載されているが、こ

の時には一時的にせよ、ピーリーはボード傘下から離れた状態にあった。総会で選出された新しいボードは——南部一致シノッド成立以来のボードは全員交代を申し出た——九月二三日早速ピーリーを招いて、改めて事情の説明を求めている。まず先のボードによる決議の全文を掲げて、再確認したのちに、ピーリーの満足の行く説明と約束を考慮し、他方、現地では直ちに宣教師を求めていること、彼ならすぐに効果ある働きをすることができることを考えて、健康に問題がなければ、一〇月一日付でこれを再派遣し、一八九六年一月一日までの俸給は年俸七五〇ドルとするが、それ以後は一〇五〇ドルとするとの決議を行なった。一ヶ月の空白ののち、ピーリーは宣教師として夫妻で日本に再派遣されたのである。

### シェラーの辞任

このBで新しいボードはピーリーの件のほかに、先のボードが検討と決定を延ばし、委ねてきた諸件をひとつひとつ取り上げている。シェラーが、家族が増えたので年俸を上げて欲しいとの求めは、結婚に際して上げたばかりであるという理由で斥けられる。しかし、重要なのは、シェラーが伝道活動に関して提案してきた諸件に対する決定である。

日本で新しい伝道地での活動を始めるという件については「一般的方策として、すでに他の教派が活動をしていない町や村でのみ活動を始めることが賢明で、聖書的である」との決議。現地の助手養成の件、現地の教会組織の件なども、さらに検討を必要とする、との決議で片付けられる。幹事プロボストを除き全員入れ代わった新しいボードであれば、事情の把握に懸命であったとしても、直ちにこれらの諸問題に判断を下す状態になかったとは思われるものの、現地のシェラーからすれば、「片付けられた」、取り上げてもらえないとの感を拭い切れまい。

次のB一八九六年四月二八日も事情は変らない。新しい伝道地として久留米の名が登場するが、先にあげた方策に基いて、そこでの働きの開始は実際的でないと決議される。佐賀で教会土地購入の件も、教会がまだ小さく、現地の献金も十分の一に達しないので、現時点で土地を固定するのは時期尚早として、決定が延期されるし、教会組織も、現地助手の按手も適当とは思われないと斥けられる。たゞひとつ積極的なのは、式文の翻訳に關してであり、完成して、適当と思われるならば、印刷に付すよう決議されている。

V一八九六年一月二六日号は、一転、シエラー病気を報じている。七月病氣となり、医師の奨めで札幌に転地して一〇月一日まで療養に努めた。一月には佐賀に戻って働きを始めることができるようにと期待して、東京に至ったが、そこで重ねて医師の診断を受ける。この記事には一〇月一九日付の診断書と長老教会のミッシヨンの医師保証書と、シエラー夫人の手紙の三つが全文掲載されている。

診断は head trouble (cerebroasthenia) とある。「六十年史」などが、脳の病氣としてきたもので、「脳衰弱症」に当たるといふが、現在の医学ではこの表現は使われていない。診断書の全文を読んだ赤星進教授によれば、「神経衰弱」と解釈するのがよからうとのことである。医師は、回復に長い期間——一年を要するので、条件や気候を変えるとよいと思われるから、手はずの整い次第、できるだけ早く休暇をとり、アメリカに帰ることを奨める。記事は、「シエラー氏はここ数ヶ月書くことを禁じられているので」と断つたうえで、シエラー夫人のボード会長スミスに宛てた手紙を載せる。札幌では回復に向かつていたのに、東京に来て再び悪化、診断書のとおりであるので、帰国するのがよいと、奨めも多く受けて、一月二五日出帆の予定で、ボードからの返事を待つという、痛々しいものである。

帰国したシエラーは一八九七年四月六日付でボードに宣教師辞任の手紙を書いた。同じ日付のボード会議でこれは朗読され、全文が書き写されて、記録にとどめられている。非常に残念だが、辞任せざるを得ないとして、その理由

があげられている。第一に健康の問題があげられるのは当然であろう。「日本では、男も女も、健康な人が突然この病気になるが、心配ごと、働きすぎ、気候のせいのようなだ」と説明し、日本にいる外国人のことに触れて、再び日本に赴けば再発の危険が高いと思うと付け加えて、こうした状況で我々の日本での働きに負担をかけたくないからだ、としている。

第二にあげられるのは、「資金の不足」である。日本での働きについては、中止するか、成長するがままに成長させるか、制限付きで継続するか、の三つの道しかないかと断つてから、働きの現状から見ても中止は考えられないし、ボードが資金の不足から自然のまゝに成長させることもできないと考えざるを得なくなっているから、制限付で継続する道しか残されていないとする。そうならば、経済的に見ても、二人より一人の宣教師を支えるほうがより賢明なことだと結論づけている。この判断だけでも、私が真剣に辞任を考慮させるに十分だ、とすら述べる。二人分の働きを十分支えることができないのであれば、私の辞任は歓迎されるはずだ、とも付け加える。ボードはこの辞任願を認め、新しい宣教師を求め始める。再び一連の候補のリストを作りえよう。ようやくC・L・ブラウンの名があがるのは一年後、一八九八年五月一二日のボード会議のことであった。

### 終わりに

一八八六年南部一致シノツドの成立以来、一〇年を一区切りとして、このシノツドは三名の宣教師を送った。ひとりひとりについて、それぞれ深刻な局面をもった。いずれの場合にも起こり得る初期トラブルと見ることができないわけではない。アメリカ東岸南部にいるボードと、極東の日本の、しかも佐賀（あるいはインドのグントウール）にいる宣教師たちとの距離のうえで、隔たりは、複雑な隔たりを生み、行き違いや不一致を生じさせた。どちらの側に

とつても、全く新しい経験だったから、ひとつひとつのことをひとつずつ乗り越えていかねばならない開拓者の心を要求されるものだった。一方で、祈りをこめて、一セント、五十セント、一ドルと献金が献げられ、これが年額三千ドルにも及んで、日本伝道を支えたとはいえ、他方、現状の働きの進展のサポートは財政的に不可能な状態でもあった。ブラウン、リップード、スタイワルトなど、第二陣の宣教師たちの時代になってようやく、いくつもの初期トラブルを越えて、南部一致シノツドの日本伝道は新しい展開を見ることになった。

〈注〉

1 この間の主な資料は

一、南部一致シノツド年次総会記録（ミッションボード報告、提案、決議を含む）（C）

二、ミッションボード会議録（手書）（B）

ただし、初期に内国伝道と外国伝道の両方を担当していた一八八六年から一九〇八年までの会議録二冊は現存するが、その後夫々独立して二つのボードとなつてからのちは、内国伝道ボード会議録は手書で現存するものの、外国伝道ボード（これをとおして、ミッションボードと呼ぶ）は現存しない。一九一八年のULCA北米一致ルートル教会の成立に至るまでの、ミッションボードの様子は年次総会記録によることとなる

三、シノツド機関紙 The Lutheran Visitor (V)

これには総会、ボード会議のニュース（時には会議録そのまゝ）が載っているほか、関連記事、のちには宣教師自身のレポート、書簡なども載っていて、貴重な資料である。

これらの資料は一九八六年七月—一〇月、シカゴに新設され、整理中だったELCA資料館での調査によって確認され、コピーされて、持ち帰り、それぞれボックスに整理されて、保管されている。文中の記述には、その出典についてC、B、Vによって出典を注記することとした。

2 Bは一八九四年一月二〇日、一八九五年六月二四日、九月二〇日の三回、会議記録の大部を占める。Cでも細かい印刷でフルに二頁近くに及んでいる。Cにはとくに、ボード会長ホーンからピーリー宛の一八九五年春の書簡の中心部がほとんど一ページ引用されている。



〈座談会〉

戦後のルーテル教会 (その二)

↳ 第二次大戦から戦後にかけて

出席者 坪池 誠

間垣 洋助

江口 武憲

柏木 信隆

徳善 義和 (司会)

徳善 今日はお集まり下さりありがとうございます。同窓会  
のようです。さて、今日は、私たちの日本福音ルーテル  
教会が歩んできた第二次大戦中から戦後にかけての様子を  
話していただきたいと思っています。個人的なこと、教会  
全体に関わること、折り混せてお話し下さい。まず、戦争  
中のところから……。先生方が神学校存学中か卒業され牧  
師になられた直後の頃かと思いますが……。

坪池 私は昭和十四年(一九三九年)に神学校を卒業しまし



左から徳善、柏木、間垣、江口、坪池の各氏

た。伝道師試験を受ける前でしたが、仮任用の形で博多教会の招聘に応えてもよいと、当時の三浦冢総会議長に言われ、博多教会の代議員の鶴喜代二氏に紹介していただいた。ですから私の場合、招聘と任命という形でした。そして三カ月後、伝道師試験を受けて正式に伝道師として働きました。関係教師はウィンテル先生でした。当時、先生は博多の新生館におられた。ウィンテル先生は役員会に出席し、もちろん洗礼式、聖餐式は先生にやっていただいた。もともと洗礼の準備会は私が担当し、聖餐式も年に四回ぐらいでしたが。ウィンテル先生に、私は幼児洗礼、堅信礼、そして神学校入学準備もしていただいていたので、私の博多教会での働きをとっても喜んで下さった。ご存知のように、ウィンテル先生の神学はたいへん保守的で固かったが、しかし北欧の敬虔主義の信仰を身をもって教えていただいたことは、ありがたいことでした。特にウィンテル先生から学んだことは、説教についてです。説教というのはただ神学校で学んだことを語るのではなく、聖書から学んだことと自分の信仰を練り合わせて、自らの証として語るものだと教えて下さった。このことは私の牧師生活の上で、とても大切なものとなりました。こうして博多教会での働きが始まりましたが、昭和十七年（一九四二年）の総会で按手礼を受け正式に教師になったのです。

徳善 その総会というのは日本基督教団の総会ですか。すでに昭和十六年に教会合同がありましたので。第五部の総会ですか。

坪池 いや、日本福音ルーテル教会の最後の総会です。解散総会でした。名尾耕作さんや坂根利永さんなんかと一緒に按手を受けました。

江口 その総会のことは私も憶えている。十二月だった。と言うのも、その時、上京して神田の古本屋で聖フランシスコの『小さき花』を買い、その扉に、解散総会のために上京とメモしています。

徳善 ほう、解散総会ですか。すると坪池先生が戦前のルーテル教会の最後の牧師ということになりますか。

坪池 そういうことになりますね。その後は、もう雪崩を打って、議論もないというような形で合同へと向かっていったのです。言うなれば北森嘉蔵氏の弁舌にみな吹込まれるようにして合同した。つまり、合同の本質を問うというよりも、政治的なものに北森氏が神学的な辻褃を合わせたという印象でしたね。

江口 また合同したくてウズウズしていた人もたくさんいたしね。そこで北森氏の提案がスウーと入っていたのでしょうね。

徳善 さて、次は間垣先生が次に神学校を卒業されました

か。

**間垣** そうですすね、昭和十七年（一九四二年）の九月、繰り上げ卒業でした。その時は、三浦義和、江口武憲、柏木信隆、吉崎三郎、川上久彌の六名だった。そこで私の場合、まず最初は熊本教会の石松量蔵先生の副牧師という形で任命を受けました。ところが二カ月したら、盲人伝道の村上義忠が事故で亡なられたので、後任として小石川の老松町伝道所に行った。もうその頃は、総会もなにもなくて、どこかの教会に行きなさいと言われたら、そのまま行くより他ありませんでした。三浦冢先生が関係教師でした。その後は、もうただ混乱ばかりで……。小石川の家は個人の民家でしたが、道路拡張のための強制疎開となり教会がなくなってしまった。そこであとはもう勝手にしなさいというわけです。その頃、最後の給料をもらった。二十円だけたかな。

**江口** いや、五十五円でしょう。

**間垣** そうそう。それで一番最後に二十円もらって、これでもう最後ですというわけです。そこで私は家内の実家に行ったのです。

**徳善** すると先生が徴兵ですぐ帰ってこられたというのは、いつですか。

**間垣** 神学校の学生の時と、小石川にいた時の二回。もともと

と結核で神学校を休学したくらいですから、すぐ帰されました。神学校の時は、みんなに餞別をもらったたりしたのですが……。そして、ルーテル教会が再建されたのが一九四八年。実はその前に昭和二年（一九四六年）に熊本の水教会で正式ではないが再建の旗上げがありました。その時、一応、議長を選んだりして……。岸千年先生だった。その後、教会の再建が始まりました。私はその頃、栃木にいましたが、水俣に行けとのことだった。そこで荷物をまとめて準備していたら、水俣は都合が悪いので佐賀教会ということになったのです。一九四八年でした。その後、一九五三年にアメリカに留学し、五五年に帰国しました。その前後、半年ほど横浜にもいましたが、それから神学校に入ったのです。

**徳善** 坪池先生は、その間ずっと博多にいらして、そして博多教会が給料をだしていたのですか。

**坪池** そうです。最初、伝道師の時は四十五円でした。それから五十五円になった。その時、博多教会は自給教会だったので六十円いただいた。そして昭和十六年十一月に結婚してから七十円になりました。しかし、戦争もだんだんひどくなり、七十円では暮せなくなってきました。博多教会も戦争のため人数も減り、とてもそれ以上は出せない。その頃、いまでも元氣ですが博多教会に森部半助さんとい

う方がおられ、その友人が市役所の兵事課に務めていました。いろいろ召集の情報が入ってくる。そこで森部さんが、先生に召集がきても教会が守れるような、そういう仕事についていた方がよいのではないかと提案してくれたのです。そこで役員会とも相談して、林垣氏のお世話で博多海運というところに務めました。林氏が社長に話をしてくれて、正社員だが礼拝など牧師の務めはきちんと果せるように配慮してもらいました。戦争中、会員が少なくなったとき、牧師給の七十円の半分以上を鶴氏が自分のポケットマネーから出していましたね。そうやって終戦をむかえたのですが、博多海運の方の仕事も、その後、一年ぐらいは続けました。と言うのも戦争が済んだので、すぐやめるというわけにもゆかなかったのです。と言うのは、実は私に召集がきて暁部隊に入隊ということになった。ところが博多海運の社長が暁部隊の隊長に話をつけ、そこで入隊して一日後に呼び出しがあり、召集解除ということになったのです。そうした事情があったので会社をすぐやめるわけにはいきませんでした。戦後、その会社は米軍関係の仕事などをして、私は一年後ぐらいに、会社をやめ、教会のみの仕事にもどったのです。

**徳善** 間垣先生は、戦争中の栃木でのお仕事はどうされましたか。

**間垣** 最初は、本田伝喜先生の関係で松前重義氏の世話で通信局に務めました。そして戦後は鉄道の仕事などもしました。佐賀教会に行ったときは、戦後のキリスト教ブームのときで、本当にいろいろな憶い出がありますね。

**徳善** さて、次は江口先生ですか。

**江口** 私が神学校に入ったとき、坪池先生が最上級でしたね。そして昭和十七年（一九四二年）九月に神学校を繰り上げ卒業。ですから在学期間は四年半ということになります。あの頃は、もう終りのころは宣教師の方は軟禁され強制送還などになっていきました。また在学生も次々と兵隊に召集され、はなはだ落ち着きがなかったですね。それでもホーン先生が神学校長で、後に三浦冢先生が校長になりました。そして十五〜六名の学生でしたが、学生があまり動揺しないようにと、とてもよく配慮して下さったと今になって思います。当時、三浦先生は教団合同委員会の憲法作成委員かなにかで、あれやこれやで学校全体でよく授業のないう時間がありました。しかし先生方は熱心に教えて下さったと思いますよ。以前、機関紙の「るうてる」で北森嘉蔵氏と青山四郎氏が、浅地昇先生のことをあまり良く言っていない座談会がありました。あれはちがう。浅地先生は、合同直前だったので、学生にルーテル教会の信条について非常に熱をこめて講義された。浅地先生の学問の方向は、

ルターの神学と言うよりも、ルーテル教会の神学というべきもので、信条なども、ほとんど先生が翻訳されたでしょう。そしてルターの選集を翻訳し、またメランヒトンなどにも、しかるべき評価を与えていましたね。それに対し、佐藤繁彦先生は私が入学する前の年に亡くなっておられ、ただルターの翻訳などを通して知っているぐらいでした。

それから神学校の授業として印象的だったのは、ギリシャ語のジョン・ケネス・リン先生。まるで私たち学生を小学生であるかのごとくギリシャ語を教えましたね。専門は新約神学でしたが、学風は保守的でも批判主義でもなく中庸でした。あのような雰囲気の中でも外国の書物をよく紹介して下さり、お願いすれば書物を外国から取りよせて下さった。私も『四福音書―近代における批評と解釈』といった本などをお願いしたことがあります。そうこうするうちに卒業となり、伝道師試験が図書室であった。

問垣 そうだったかな……。

江口 その後、私は唐津教会に行きましたが、その半年前に、その牧師だった矢野静良氏がやめて、教会は空屋になっていった。私が行ったとき信徒は三名だった。内野重人牧師のお父さんと他に二名。それだけで礼拝を半年ぐらい守ったところで、三浦家先生より連絡があり博多まで行きました。そしてそこで、唐津は閉鎖するので甘木教会に行

きなさいということだった。唐津にもどって、そのことを話したらみんなが、家賃の五円は自分たちが出すので、甘木から月に一度でいいから来てもらって、そういう形ででも自分たちで教会を守りたいとのことであった。自分たちの力で小さな教会を守ろうとしていた人たちが戦争中にいたことは、やはり記憶しておかねばなりませんね。もつとも唐津での礼拝はとても事情がゆるさず実現できませんでしたが……。その後、甘木でも礼拝は三〜四人でしたね。

しかし、甘木も閉鎖するとの連絡が三浦先生よりきました。そこで私は叔父が社長をしていた播磨造船所に務めることにしたのです。兵庫の相生あひおです。ところが、その相生にフリーメソジストの教会があり、牧師がいなかった。そこで私が、その教会で二年間ぐらい礼拝の説教をしました。そういう時代でしたね。当時、牧師の初任給が五十五円。まあ、かなり苦しい。造船所では七十五円もらいましたね。

徳善 当時、私は小学生でしたが東京都に務めていた父の給与が百八十円ということを知ることがあります。終戦のときは二百〜二百五十円ぐらいだったと思います。

江口 まあ、そこで戦争が終わり、私も家内が疎開していたいなかの佐賀に帰りました。そして、先程も話のあった神水教会での再建の最初の旗あげがあったわけです。二十名

ぐらい集まったかな。そこで議長に岸先生が選ばれ、他に大内弘助氏や岡本武夫氏が選ばれた。いささか変わった顔ぶれですね。これはどうしてかと言うと、三浦冢先生は教団合同に際して神学校の副校長、平井清先生は聖書協会の総幹事というわけで、他の牧師たちが教会閉鎖などで教会の働きを次々にやめざるをえない時に、幹部として自ら比較的安定した所にいたわけですね。そこに皆んなの反発もあったのではないかと。ところが岸氏は当時、関西にいたので、そうでない事情があった。そうしたわけで岸氏が戦後の教会のリーダーシップをとれたのでしよう。私は戦後は、まず唐津教会の牧師となった。戦争中のこともあったので、そこで働きたかったということもあります。四年ぐらいいました。

**徳善** その時、後に牧師となる内野重人氏の堅信札などをされたのですか。

**江口** 内野氏は、私が最初に唐津に行ったとき小学生で教会学校の生徒だった。二度目のときに中学生ぐらいでしたね。それからもう一つ考えておくべきは、戦争が始まるころのルーテル教会の財政の問題。牧師の多くが、牧師をやめざるを得なかった時期、ルーテル教会の収入・支出がどうなっていたのか。何に使われたのか。私は恐らく京都教会と都南教会の建築費で大きく使われたという印象をもつ

ているんですがね。結局、あの一九五六年に牧瀬事件を起した牧瀬雄吉氏が戦後、なぜあれほどリーダーとして大きな力をふるえたのかという、その理由は、戦争中、三浦、岸、平井といったリーダーたちが、苦勞を他の者と共にしなかつたという、そういう感じが皆んなにあったのではないかと。そこでいわば冷飯組の牧瀬氏が急に登場することにもなつたと思うのですよ。

**坪池** それに、平井、三浦、岸の三氏は三疎みとなって、なかなか協力できない。そこに牧瀬氏がでてくる余地もあつたね。

**徳善** 当時、一ドルは幾らくらいでしたか。

**坪池** 四〜五円ぐらいでしょう。

**徳善** 去年、アメリカでルーテル教会の歴史を調査したのですが、アメリカのルーテル教会は開戦と同時に次のような事項を決めているのです。四項目あるのですが、まづ第一は日本のために祈ること。そして第二に、日本のルーテル教会の兄弟のために祈ること。第三に、日本伝道が再開された時のために、日本にいた宣教師には給与を払って押えておくということ。そして第四に、昭和十六年（一九四一年）の日本伝道のための予算の残金約四万ドルは、再開の時のために凍結と決めたのです。リザーベーション・フォー・ジャパン。それが、ですから二十万円。当時としては

大変なお金ですね。五千円で家が一軒、建ったのですから。

江口 それで憶い出しましたが、あれは再建後、神学校で総会かな、教師会かな、ともかくミラー先生もおおいになつた。そして申し出があつて、他で働いている牧師は、その働きをやめて牧師に専念してほしい、給与は責任をもつと話された。その時は、まだ本田先生や稲富肇先生もお元気だった。そこで給与をいくらにするかを決めたのです。たいへん民主的だったね。一体、幾くら一カ月必要か紙に書いて出すことにしたのです。間垣先生が横にいたので、いくらぐらい必要か聞いたら、しばらく考えて四千元ぐらいと言う。私も四千元ぐらいだと思つていたら、結局、四千元と決まりましたね。まあ、大変、感動しましたよ。と言うのも本田先生も稲富先生も、私たち若手と同じだったのですから。そして一年に千円づつ上がり、七千円までいったね。そこで、まあ本田先生が、やはりキャリアを考えるべきだと主張されて、そこで均一制度でなくなつたわけですね。

坪池 うん、それは生活給という考え方だった。そして、それ以後から給与制度ができてきたわけですよ。

徳善 さて、柏木先生はどうでしたか。

柏木 神学校のことは、江口氏と同じ時期でしたから、その

通りですね。ただ違うのは、あの頃、文部省から学校に労働提供をせよとよく言つてきた。ですから、たいいてい私や三浦義和、川上久彌、木野学といったところが、よく狩り出されました。だから、あまり授業は受けてない。宣教師も東中野あたりに軟禁されていたしね。ただ一つ、よく憶えているのは、先程のリン先生のギリシャ語ね。あれは厳しかった。軟禁中でも試験もよくあつたしね。そのうち昭和十七年九月に卒業。その月の月末にすぐに小倉の部隊に入隊となりました。その頃、情報で、私の隣の部隊に神学生の山内司がいて営倉に入れられたと聞いたのです。理由は、彼は聖書を持っていたが、それが内務班長に見つかったというのです。それで私も最初、たいへん困つた。そのうち私の班長が長崎のカトリック信者ということがわかり、彼が言うには将校になると、幾分自由になると言うのです。そこで幹部候補生になる学校にゆき将校となつたわけです。ところが将校になると朝礼の時、二百五十名ぐらいの兵隊さんを前に何か話をしなければならぬ。しかし、若いし何も話すことがない。仕方がないので山上の垂訓の話などをした。軍隊というのは、おもしろいところですよ。全く将校によりけりというところがあるのですよ。そういうわけで、軍隊でもへんな話はしなかつたと思えます。と言うのは、戦後、昭和二十三年ごろかな、大牟田教

会でのことですが、当時、教会が焼けていたので消防所の二階を借りて集会をしていた。そこで、ある青年から「隊長殿」と呼びかけられた。彼は軍隊の時、私の当番兵だったので。そして、隊長の訓話をおぼえていて、あれは大変よかったですと言ってくれました。その人が大牟田教会での私の按手後、最初の受洗者となりました。そこで話をもどすと八月の終戦の後、ともかく実家のある久留米に帰った。ところが教会からは何の連絡もないのです。そこで自活せねばならぬので軍隊の時の同期生が声をかけてくれた仕事を一年ぐらいいしましたね。そうしていると山内六郎先生より甘木教会を手伝ってくれと声がかかった。まだ按手礼は受けていなかったね。ですから、その頃クリスマスの日など聖餐式をするためにミラー先生をオートバイの後にのせて久留米から甘木につれていったりしましたね。

**江口** 戦争中、富士の裾野で三浦義和氏と会ったと聞いたことがありますが……。

**柏木** うん、あれは予備士官学校の卒業前の合同演習の時だったね。まあ、ともかく戦後すぐは教会と連絡もとれず……。ところで私は博多で平井清先生に按手礼の試験を受けたが……。

**間垣** 私の按手試験は佐賀に行つてすぐだったと覚えていませんね。

**江口** あの頃は、教師会で按手試験をおこない、投票で決めていましたね。三分の一の反対票がでるとだめだった。

**柏木** 今でも、按手試験のとき、平井先生から聞かれた問題を覚えているよ。ルターの九十五ヶ条は何年何月ですかというものだった。ところが私は答られない。すると平井先生は、それぐらいは知っていないかと言われ、それでもパスしましたね。軍隊での話にもどると、私は千葉で池永春生氏と一緒にいたことがあります。ところが部隊長がひどい日本精神の人物で、私がキリスト教の神学校の卒業と聞いて、何かといじめるわけです。よく池永氏となくさめ合いました。

**徳善** ところで戦中から例の神水の再建の集まりに至るまで、たとえば教団の合同のときなど、教会の指導部と個人との相談連絡などは、どうなっていたのでしょうか。

**全員** いや、それは全くないのです。

**徳善** すると、たとえば、あの「大東亜共栄圏にある基督教徒に送る書簡」についての情報とかは……。

**全員** いや、全くない……。

**徳善** すると、教団のごく一部の指導部だけで動いていたわけですね。教団の第五部から部制が排止されることも知らなかったのでしょうか。

**坪池** 知らないのです。連絡もなし。ただどこともなく噂が

入ってくるだけでしたね。

江口 また、教団合同のことですが、よく一般には、国家の圧力強権で無理やり合同させられたと記述されるわけですね。しかし、私の卒直な印象としては、教会の側でその圧力に対し抵抗したかという点、そういう抵抗の発想すらなかったのではないのでしょうか。これはルーテル教会に限らず、どこの教団においてもそうです。なぜなら、全て指導者が集まり、よいと思つて合同が決まっています。ルーテル教会の場合、外国からの財政支援が切れてしまいました。また当時、教会といつても借家ばかりです。すると、すぐに行きづまる。そういう中では、合同への抵抗どころか、これは一種の自滅という形で合同へとすゝんでいったのです。国家からの圧力より前に、すでに自滅と言えるのではないのでしょうか。したがって教会合同とは言つても、何か一部、上部の約束事で、多くの教会、多くの牧師にとつては、連絡相談どころでなく、自分の問題とならなかつたと思うのです。

徳善 後に歴史を振り返ると、その歴史の只中を生きることの、大きな違いがいろいろありますね。今日のお話にも、そういうことがうかがえました。今日は、どうも長時間ありがとうございました。

（一九八九年十二月四日、ルーテル市ヶ谷センターに

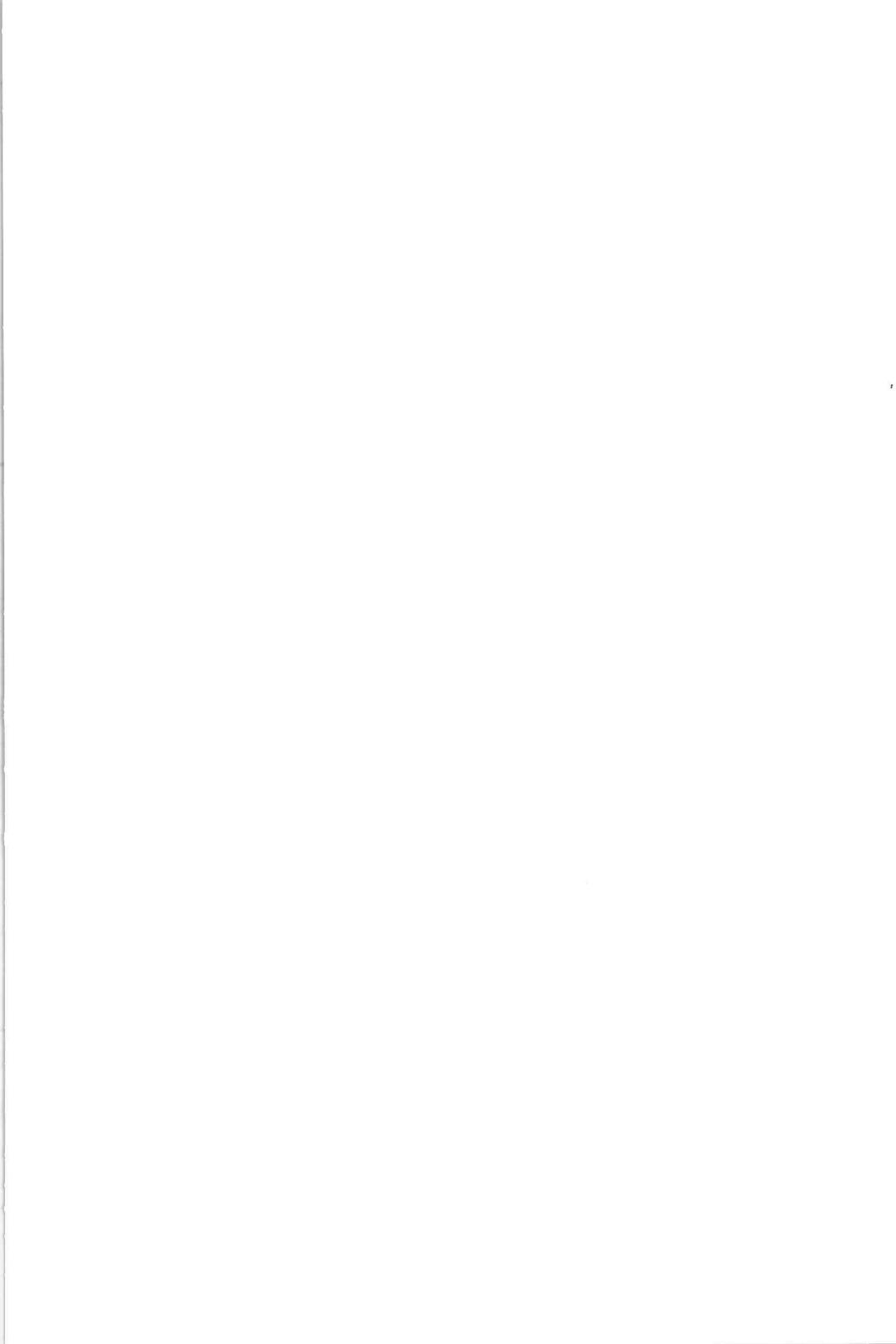
て）

※坪池誠（一九一五年生。博多、東神戸、室園、羽村、東京の各教会の牧師、また教会事務局長をつとめた）  
間垣洋助（一九一六年生。老松町伝道所、佐賀教会の牧師、また日本ルーテル神学大学学長をつとめた。一九九〇年召天）

江口武憲（一九一六年生。唐津、甘木、名古屋、熊本、小岩の各教会の牧師としてつとめた）

柏木信隆（一九一八年生。大牟田、広島各教会の牧師としてつとめた）

徳善義和（日本ルーテル神学大学教授）



ヘッセイ

## 自立教会の誕生の歴史に関わって

宝珠山 幸郎

(一九七三年～一九七六、総会議長、現日吉教会牧師)

「日本福音ルーテル教会は、一九七四年を期して海外教会からの援助を辞退して自立致します。」と、内海季秋議長の一九六九年のいわゆるエチオピアアスマラでのルーテル世界連盟の会議でのいわゆる「アスマラ発言」をめぐって、わが教会内のこれへの対応の議論はほぼ二分されたと言つてよい。

それ迄は、「自立する教会を」とタテマエとして言われながら、実はホンネとして受け取つてはいなかつたのである、との痛烈な反省から、その時がまさしく促がされたものと、受け取めようとする者たちと、信仰の友による世界的な連帯の中で、援助は切れて良い筈はない、とするもう一つの動き、との間に起つた緊張、とも言えよう。

当時、三十代から四十代前半の時期を過していた者の多くは、前者の意見で一致していたと言えるし、私もその群に属する一人だった。或時、親しい先輩の牧師から、「君たちはまさか信仰と愛とに満ちた海外教会の長い歴史の絆を切るような愚かをするのではないだろうね。」との直言さえ受けた。

当然、七二年の全国教会総会は、「自立」に関する白熱した論議が交され、議長の選出に際しても伯仲した投票がなされたが、総会の意志決定は、「自立路線」の道を選んだ。

当時の見近な世界情勢は、折しもベトナムの「自立独立」戦争、及び中国の「三自愛運動」のさ中であつて、「自立」の傾向は外に大きな刺激として存在していたものの、日本福音ルーテル教会の内に蓄積された歴史的必然としての選択をなしたものと信じている。

少々エピソード的になるが、一九四〇年代の終りに、私が受洗後間もない一青年であつた頃、所属していた九州の諸教会が合同で佐賀県内の某所で青年のための修養会を行った。一つの目標は、「今度の修養会は経済的にも自分たちの手だけでおこなおう」とのアッピールが事前にあり、私もそのつもりで参加した。

豊かな内容の修養会が終り、若干の赤字が出て、全体会

議で一人の参加者がその処理について質問した。

その会の運営責任者の牧師が答えた。「それについては忍術を使いますからご心配なく」。奇妙な笑いの中に私自身も巻き込まれ、それ以上に突っ込んだ反論もなく散会。以来私もこのような体質を持ったこの教団の神学校に献身入学し、その中の一人の牧師となってその教会の歴史を共有して来た。

もう一つのエピソード。

千葉県の当時は開拓農村だったM教会の牧師として、神学校卒業後赴任していた頃、自給路線の達成への関東部会（当時は首都圏の教会群をこのように呼んでいた）の集まりがなされた折、私は、九州の山村のY町にある日本基督教団のA牧師からいただいた手紙を披露した。A牧師は私の信仰形成に一助を与えて下さった方である。牧師は記していた。

「この山村で二十年以上の時を過しても目に見られる成長もない教会の現状に、自らの働きに見切りをつけ、その年の誕生日にこの地を去ることを心に決めていました。その当日がやって来た時、長男が自動車事故死、という事件が起りました。私は伏して神の声を聞き、心が変えられ現在に至っています。」

その長男とは、私の青年期に、厚かましくも山登りのあ

と、土曜日に求道者だった親友と一泊して、翌朝の礼拝に出席した折、蚊帳もない部屋の蚊取線香を、夜どおし何回も替えてくれたこと、翌日の朝食で、小学生ながらたいへん立派な折りをしてくれた少年であった。この経験も併せて発題した所、フロアから、この手紙も記録として残すように、との動議があった。

自立への路線を進める時に直面して取り組まねばならない幾つかの問題があった。

その一つは、云うまでもなく経済的な自給の側面である。何しろ、規模として全国で三億円ほどであった教会運営費の半分約一億五千万円を海外の教会の援助に頼っていたのであるから、それを数年以内に辞退するととなると具体的な厳しい対策が必要である。

「入るをはかり、出すを防ぐ」総合自立計画書は、心を合わせたプランナーとしての全常議員、殊に「草の根」の各教会への理解と浸透を果してくれた各教会、各信徒の努力によつて、当初目標の一九七四年に、教会運営費に関する自給・自立達成を見たのであるが、この自立プランのために渾身の力を傾けてくれた前田貞一事務局長（後の議長）の名前を特筆して、改めて敬意と感謝を表する思いである。

前田事務局長、森勉広報主事、それに私、と、神学校の

ルター寮時代の寮委員としての「仲良しトリオ」と良きにつけ悪しきにつけ許されたものであるが、この二人の友との出会いと、有能な多くの方々との出会いと協力とをいつまでも忘れることは出来ない。

この時期に公的になされた一つの施策に触れば、「教職給の大巾アップ」に踏み切ったことである。経済資源の減少とは矛盾しているように見えるかもしれないが、それ以前は、一年のアップ額が五千円、期末手当が年間一ヶ月にも満たない現状の打開は、牧師の働きの将来に向かつての必然的な処置また決断としてなし得たことを感謝している。

当時の内輪の台所を少し打ち明けると、たいへんな財減計画であるので、組織体としてのこの教団の年末の繰越金が三千数百円、という年が二年も続き、その間は議長の出の費用とて無く、北海道の教会に足を運び得たのは、議長の任期が終り、その六年後の伝道局長期であった。(九州には二度だけ、現地の施設のご厚意とご理解で足を運び得たというのが実状。)

苦しい台所事情ではあったが、心を一つにして生き得た楽しさと喜びを味わった時であった。

ただ私の身辺のことに触れば、自立への至上命令を課せられた議長職と大教会の東京教会牧師との兼任は、その

両立に耐え得ず辞表を提出して、名古屋へと赴いた。その折、東京教会の今は亡きI役員が、私を励まして石川啄木の「石をもて追わるごとくふるさとを出でしかなしみ来ゆる時なし」の歌をご自分の経験のお話とし共に贈って下さった。

もう一つ、日本福音ルーテル教会の「自立」に対して気を遣った事柄があった。

それは「自立」を、偏狭な意味での「ナシヨナリズム」や「排他主義」と、殊に海外の教会から見なされる誤解の拭触である。私は絶えず次のような「たとえ」を引いてその説明をはかった。「私たちの自立は、あのルカ福音書十五章の、放蕩息子が父のお世話は要らない、と離れた独立路線ではありません。そうではなく、ヨハネ福音書十五章のぶどうの木の花の枝の路線です。つまり、今まで緑色をしていて自分さえも支え切れなかった枝がやっとな茶褐色になって自分を支え、少しは他の枝をも支えようとの気運が始まった段階です。これからも兄弟の枝々から、密接な絆の中で養分を貰い続けて、葉を茂らせ、実をみらせる枝となるための強いつながりが必要です。」

この自立路線の中で体制としての大きな変化は、海外教会との連繋組織として、JCMからLCMへの変更である。JとLとのたった一字の違いではあるが、そこには大

きな変化がある。

JCM (Japan Lutheran Committee for Cooperative Mission) では、そこには援助をただ受けるだけの日本の教会と、ただ与えるだけの海外の教会の二者があっただけであり、この両者の間にはどこまでも埋めきれない溝が続いているだけであった。しかしLCM (Lutheran Committee for Cooperative Mission) では、日本の教会も海外の教会も両者は共に伝道を進める主体として一つである。現在と将来において日本の教会の伝道プランがアジアまた他の地域での領域に及びうる、それさえも共に協力し支援する抱負をそこには含むものとなった。事実JCM時代ではその会議の議長は当り前のように海外代表であったが、LCMでは現在にまで、これまた当り前のようになが教会の議長がこれに当り、第一義的な責任の所在と明らかにしている。

自立教会への決断当初、三鷹の神学校での国際会議の集りで、海外代表の一人が次のような発言をされた。

「一教会のメンバーが平均二十六人という小教会で自給を決断する教会とは、未だ曾って世界で数を見たことはありません。尊敬と共に、前途への深い同情を感じます。」

私は、少々の気負いも手伝って次のように答えた。

「私たちは二十六人だから自給するのです。またそれだ

から自給出来ると信じています。もしこれが五十人、百人でしたら自給出来ないでしょう。その場合にはお互いが依存し合い、あの人があれ位なら私はこの位で良い、などとそこには生き生きとした責任も連帯も喜びも生れて来ないことでしょう。」

「自立路線」とは決して経済的な「自給路線」に終止するものではないとの誤解を、最もおそれる。言うまでもなく、キリストの体である教会の経済的側面を伴った活動を無視することはできない。従ってその側面を自立的、責任的に担った私たちが、この教会の本質的な福音伝道の使命を「自立的」に、「主体的」に担うに至ってこそこの自立路線を出発させた意義と目標がある。現在と将来に向かつてのこの課題は、自立的で活発な伝道伝統的教会として成長する姿においてこそ、宣教第二世紀においての私たちに期待されていることであろう。

裏話的な、笑い話的な小話を一つ。

目下は、当初より自立路線の中で計画された三つの収益施設―東京市ヶ谷センター、大阪ホテル・ザ・ルーテル、東京小石川学生会館―が順調に運営されているが、その着手に際しては、幾つかの問題があった。

「生きている信徒のひとりひとりが経済的責任を果すために懸命の努力を尽くすのであれば、今までは眠っていた

財産、土地も、目を覚まして働いて貰う時だ」と単純に考えてその活用を考えたのであるが、この考えに対する異論、反論も当初は強くあり、その論のためにも、その事業内容や収益の使用については厳密な制限を自らに課してその事業を出発させた。(順序から云って、三番目に着手した小石川会館は、次の議長の責任期に属するので、割愛する。)

第一の市ヶ谷センターの建設に際して五指に余る難題があったものの、その一つ一つが解決され、さしたる困難もなく完成されたが第二番目の「ホテル・ザ・ルーテル」の建設には、まさしく顔面蒼白にさらされるようなピンチに遭遇した。

時はまさしく第一次石油ショックで厳しい融資規制になり、予定していた銀行は資金を貸し出してくれない。前述の三人は額を集めて、「三人が自動車事故に遭えば、どのくらい補償金が下りるだろうか」と冗談とも本気ともつかない溜息が出る始末であった。いよいよ最後の数千万円のやりくりがつかず万策尽きた私たち三人は、米国のアジア担当の二人の主事の方の前に、がん首を揃えて事情を説明して頼んだ。

「お金を下さい、とは言いません。ただ暫く相当金額を貸していただけませんか。」

二人の答えはにべもなく響いた「ノー」。  
ほどなく二人は帰国し、解決の思案のすべもない私たちの所、事務局に通の電報が届いた。

「ホテル・ザ・ルーテル・サラソ、プラン、ストップ。レター、フアロウ」

「ホテル・ザ・ルーテルのプランは中止するように。あとフミ。」と読んだ。暫くは絶望感は増すばかり。

しかし賢明な読者は既に私たちの誤読にお気付きだと思いが、文中の「ストップ」とは実は、「点」の「ピリオット」のことである。

間もなく二人の方から手紙が届いた。二人は自分たちの現場での権限の制約上、「ノー」の返事はしたものの、帰国後はすぐに懸命に上司を説いて廻って、融資の道を開いてくれたのである。「血は水よりも濃い」という日本の諺があるが、主に在る兄弟、という濃い交わりの中にある幸いを痛感した一事であり、思い出す度毎に、今も涙の止まらない気持ちを繰返す。日本福音ルーテル教会が、数も財政も乏しくても、世界の教会の信頼を裏切らない歴史を今後も築いてゆく責任を痛感する一事でもあろう。

私の手元には、仔牛皮表紙の立派な一冊の旧新約聖書がある。それは日本聖書教会が百年の歴史を記念した際、私たちの教会に寄贈を受けたものを、「一つぐらい役得があ

「つても良いでしょう」と、議長の任期を終えた際に常議員各位の署名と言葉を添えて私に贈られたものである。その中にはこの時期に苦勞を共に担って下さり、今は天にその名を連ねておられるYさんの名も見える。金張りの聖書で、金色の箱入りの貴重なものなので大切に保存していたものであるが三年前に大病を得て以来、使ってこそその意味と感して、以来、現在にまで礼拝時の説教壇に私と共に在る。

おおかたの意見が一致するように、私たち昭和一桁世代の行政への参加は終ろうとしているし、早急に終らせねばならない。そして今からは一歩でも半歩でも歩み進め、次の世代を用いてくださる神のみ手を信じ、また罪も欠点も傷も多い教会であることをご承知の上でその教会を贖い、片時も手放されることをされない教会の主キリストの憐みを仰ぎ、教会の明るい希望を信じて、次の宣教第二世紀に向かつて、日本福音ルーテル教会の歴史が続き広がってゆくことを信じ、心から祈るものである。

(二九九一・四・七記す。)

# 日本福音ルーテル教会の

## 日本基督教団参加と離脱の経緯

石居 正己

### 目 次

- I 日本基督教団の成立とそれへの参加
  - 一、宗教団体法の施行
  - 二、宗教団体法に対する教育の反応
  - 三、教会合同の機運
  - 四、教団創立への準備
  - 五、教団の成立とブロック制の解消
- II 日本基督教団よりの離脱
  - 一、敗戦後の教団
  - 二、ルーテル教会再建へ
  - 三、ミッションボードとの関係
  - 四、教団離脱
- III あとがき

## 日本基督教団の成立とそれへの参加

日本基督教団が成立したのは、一九四一（昭和一六）年六月二四日のことである。前年の一月七日皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会が、青山学院を会場として開催され、その際教会合同の決意が表明された。

その後教会合同準備委員会が結成され、二十二の教派が参加した。日本聖公会は委員会にオブザーバーを送ったが、直接教団に加わることをせず、戦時中に所屬の教会の一部が単立教会として合同に参加した。救世軍は教団成立の少し前に参加を申し出た。こうして、プロテスタント教会の大部分が、日本基督教団としてひとつの団体を形成するに至ったのである。

太平洋戦争直前の時であったから、国家主義的な思潮、統制政策の影響を背景に見ることができようが、直接には宗教団体法の施行、内には長い教会合同への願いが結び合つて教団成立へ向つたといえるであろう。

### 一、宗教団体法の施行

一八八九年（明治二二年）明治憲法が制定され、その第二八条に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定められ、信教自由の原則が明らかになった。

しかし、一九〇〇年（明治三三年）には神社局と宗教局とがわかれ、一九一三年（大正二年）神社局は内務省にお

かれたまま宗教局が文部省に移された。また民法三四条では「祭祀」と「宗教」とが区別されている。神宮神社は国の公の施設であり、神社には「氏子」「崇敬者」はあっても「檀徒」「信徒」はない。すなわち、神社は宗教ではなく、「単なる国家の宗祀、祖先の祭りであって、憲法にいう宗教ではない」とされたのである（井上恵行「宗教法法の基礎的研究」第一書房昭和四四年参照）。

同時に、具体的な定めをなすべき宗教法は、一八九九年（明治三二年）第一次宗教法案が不成立に終って以来、第二次宗教法案（昭和二年）、第一次宗教団体法案（昭和四年）、宗教団体法案（昭和一〇年）とまとまらないままであった。

一九三九年（昭和一四年）に成立した宗教団体は、こうした経過を経て始めてできた法律である。これは、一に宗教法規の整備統一、第二に宗教法規の拡充確立、第三に宗教団体に対する保護・監督の強化が意図されている（井上恵行前掲書二三八ページ）。

「この法は、だいたい、宗教団体と宗教結社とに適用される。宗教団体とは、宗教の教義の宣布および儀式の執行を目的とする団体をいう。宗教団体は教派・宗派・教団・寺院・教会の五種類に分かれる。このうち、前の三つは寺院・教会を構成要素とする包括団体である。宗教結社とは、宗教団体以外の宗教の教義の宣布および儀式の執行を目的とする結社をいう。」

「五種の宗教団体のうち、寺院は必ず宗派に属することになっている」。「これに反して、教会は、教派所属のもの、宗派所属のもの、教団所属のものを認めるばかりでなく、そのいずれにも属しないものをも認める。すなわち、単立寺院は認めないが単立教会は認めるのである」。

「宗教結社は、組織後一四日以内に地方長官に届出させればよい」。「しかし、宗教団体は、包括団体たる教派・宗派・教団にあつては文部大臣の認可を、非包括団体たる寺院・教会にあつては地方長官の認可を受けなければ設

立・規則の変更・法人となること。合併・解散をすることができない」。「それだけに、宗教団体には宗教結社にないさまざまな保護特典を与えて、その教化活動をますます盛んにしようとした。法人となりうること・税の不課減免・差押禁止などがそれである」。

「ただ、寺院は、従来事実上法人であったという理由から、当然に法人になることが法定されたが、寺院以外の宗教団体は、法人となるならぬはその自由意志に任せた」。

「従前の教派・宗派はそれぞれ宗教団体法による教派・宗派とみなされたのであるが、その内部規則たる教規・宗制を作成して同法施行後一年以内に（昭和一六年三月三十一日まで）文部大臣の認可を受けなければならなかった」。「しかし、キリスト教では、従来、事実上教団に相当するものは存在していた」。政府はこれに教派・宗教に準ずる取扱いをしてきたのであって、次の二十団体が挙げられる。

天主教教会・日本ハリストス正教会・日本基督教教会・日本組合基督教教会・日本聖公会・日本バプテスト教会・日本メソヂスト教会・日本美普教会・日本自由メソヂスト教会・日本福音教会・日本福音ルーテル教会・日本同盟基督教教会・日本アライアンス教会・日本基督同胞教会・普及福音教会・日本同仁基督教教会・基督教  
会・救世軍・東洋宣教会ホーリネス教会

しかし、教派・宗派に準ずる取扱いを受けてきたからといって、すべての教团的団体が教団設立の認可を申請すれば必ず教団になれるわけではなかった。事実、宗教団体法下において教団設立の認可を得たのは、日本天主教教会（昭和一六年五月三日）と日本基督教団（昭和一六年一月二四日）のみである。

教規・宗制の認可の前に、各派合同の促進がなされ、仏教五六派は二八派に半減した。「ことに日本基督教団にあっては、宗教団体法における合併に関する規定によらず、事実上合同した後、同法によって一教団を新設したのであり、かつ、合同は教会本来の理想であり、また、単独では教団組織が認められぬ小団体がその地位を擁護するために

は大同団結以外に道がなかったという事情もあって、強い主体的動機をもって合同を決断したのであった。しかし、太平洋戦争直前の全体主義時代のこととて、統制政策の一環として、宗教統制の拳に出なかつたとはいえない」（前掲書二四六ページ）。

以上は、井上恵行著「宗教法人法の基礎的研究」による宗教団体法の問題についての略述であるが、同氏は法案立案にたざさわつた宗教者として見ているのであって、この法によつて認可を求めた側には、法の意図にまさつて当時の政府の考えが強く実感されているのである。また従来同様、あるいはさらに明確に、この法案が神社を宗教団体の外におき、取りしまりの対象からはずしたことは忘れられてはならない。

## 二、宗教団体法に対する教会の反応

「宗教団体法は平和な宗教界に波紋を投じ、これでもう布教ができなくなつたと酒をあふつて嘆息した僧侶もあれば、日陰者の庶子が晴れて息子となつたとうちようてんに喜んだ牧師もいる」と当時の「るうてる」はしるしている（昭一五・五、机塵録）。この法案の意図は、国家による宗教団体の一元的集中管理の具体化であつたにもかかわらず、むしろ保護的なものとして一般には受けとられた。

日本福音ルーテル教会第二十回総会（一九四〇、昭一五・三・六一九）における議長報告（三浦冢）は、次のように述べている。

「宗教団体法の実施については、其賛否種々の意見もあろう。其実施によりて恩恵をこうむる点もあり、また迷惑すべき点もあろう。しかしもはや是非を論ずる時代は過ぎてすでに実行期に入ったのである。われらは同法の実施に

よりにて手続及び届出などのはん雑はありとするも、われらの正当なる活動を拘束するが如きことなきを信ずる。……多年迫害または白眼視せられたる基督教が国法の上において十分なる地位を与えられたることは、伝道八十年幾多誤解と偏見のうちに始められたる成果としてむしろ大いなる勝利といわねばならない。

地方教会はその既得権を与えられ施行後二ケ年以内は一切の手続きを完了する必要がある。教団にはかかる既得権なくその手続きには急速を要するものがある。

そこで、「教会の劃期的機構改正案」としての「日本福音ルーテル教会教団規則同施行規定」が提案され、審議のちこまかい整備を次期総務局にゆだねて、全会一致起立してこれを決議した（二〇総会記録四五項）。

ところが、それに先立つ昭和十五年一月文部省は各教団規則の内容及び機構についての要項を示す協議会を開いたが、教団認可の資格についてはふれなかつた。したがって協議会に招かれたキリスト教側二三派は、当然認可が与えられるものと期待した。けれども、同年六月一二日「認可教会数五〇、信徒数五千」を教団の認可資格とすることが正式に通知されたのである。

日本福音ルーテル教会は、フィンランド系の福音ルーテル教会と合同すれば信徒数は七千をこえたが、認可教会は手続をおこたつたものが多くて、数に達しなかつた。けれども文部省との交渉において次のことが明らかになつた。「文部省は認可資格を変更しえざるも、必ずしも数に拘泥せず、質のすぐれたるものは数に於いて欠くる所あるも認可したき方針である。ルーテル教会に対しても文部省は認可したき方針である。……文部省の認可せんとしたる教会は日本基督教教会教団、日本メソヂスト教団、日本組合教団、日本聖公会教団、日本バプテスタ教団、日本福音ルーテル教団、きよめ教団の七つであつた」（二二総会記録、六七ページ）。教団規則に関する経過報告。

その後、文部省において規則の審査が始まり、日本福音ルーテル教団の規則はほとんど完成し、文部省の方針としては同年一〇月一日までに教団認可が与えられる予定となつていた。そのような時に突然教会合同問題が起つて、つ

いにこの規則は流産したのである。

日本基督教団史（編纂委員会編、教団出版部、一九六七年）によればこの間の事情の記述は少しニュアンスが違う。

「当時のキリスト教は三十余の教派にわかれ、各々別個に活動をし、その組織は民主々義的であり、その多くが米英本国の教会と関係を持っていた。それがそのまま、一個の教団として認可を受けえないことは、明らかである。すると別々の教派としてではなく、まず、いつしよになつて教団を作り、文部大臣の認可を受け、その教団の下で従来の通り存続し活動を続けるという方向に動くのが自然である。もしそうでないと、各教派や各教会は文部大臣の管轄下にはいらぬ「宗教結社」となり、地方長官に結社の届出をせねばならぬ。その場合、認可されるか否かすこぶるあやしいが、たとえ認可された場合でも、内務大臣の管轄下に置かれ、したがって非常に厳しい取り締りを受け、その指図に服従しない場合は解散を余儀なくされる。……従来の行き方を生かすためには、基督教団において団結してゆくよりほかに道はない。……だから今の場合、合同して一個の教団を作り、一致団結してゆくべきである。それが現下の時勢の責任者たちの間の一致した意見であつた、といつて差し支えない」（同書八九ページ以下）。

もし七つの教団が認可されようとしていたのが事実であれば、これに加えられない小教団のことが配慮されたのか。あるいは、たてまとは別に統制を進めようとする力が政府の方から加えられたのか。もしくは教会自身の中に、これを機として一挙に教会合同を実現しようという意見が強くなったのか。

石原謙「日本キリスト教史論」（新教出版社一九六七年）は、政府自身も初めはこまかいことを準備していなかつたようで、「ただキリスト教に関する限りカトリック公会、ギリシヤ正教会、プロテスタント教会の三団体を予定していたのみで、それ以上に細密な具体的条件を考えていなかったが、やや後になつて独自の教会を希望する者の多

いのを察知して、少くとも教会五〇、信徒五千名以上ないものは認めないとの標準を内示し、実際には全プロテスタント教派を合同して一団体を構成すべきことを要望して来た」（二二三ページ）と述べている。

### 三、教会合同の機運

わが国における教会合同の運動は、明治時代に日本基督一致教会と日本組合教会の不成立に終わった合同会議（一八八九年・明二二）をはじめいろいろな形で早くから存在していた。日本基督教連盟（一九一三年・大一二二年設立）は、「教会合同機運促進調査委員会」（一九二五年・大一四）を設け、昭和四、五年にかけて「合同基礎案」を作成したが、極めて不完全なものにすぎない。昭和一〇年全国協議会において「教会合同には原則として賛成すること」が決議され、あらためて二五名よりなる「教会合同委員会」が設置された。

このような合同の動きについては、都田恒太郎「日本キリスト教合同史稿」（教文館、一九六七）がその足跡をたどっている。しかし、戦時下の宗教団体法によって、合同問題にもわかに具体的な課題となってきた。また、一九四〇年七月三十一日の救世軍取調べの事件は、当時のキリスト教会全体に、危機感と一致して伝道の使命を守る方策を考えなければならぬと考える強い心理的圧力を与えた。日本福音ルーテル教会第二二回総会（一九四一、昭一六）に提出された「教会合同に関する経過報告」（委員長三浦冢）は、この合同進展期について次のように述べている。（同総会記録七四ページ以下。なおこの報告は三〇ページにわたるくわしいものであって、よくことの経過を伝えている）。

「然るに昨年夏（十五年）以来文部省によりて教団認可の規準を定められ多くの小教派は単独にて教団認可を得難き事明となり、且又勃然として起った新体制運動はさしにも長き歴史と伝統とを有する政治、経済、学術、宗教等有

ゆる部門に亘り改組統合を要求し、且又国際情勢の緊迫は外国ミッションとの従来の如き関係を維持し難き事となり、教会合同の機運は救世軍問題を一の楔機として急転し、聯盟常議員会長阿部義宗氏は個人の資格に於て各派の有志並に基督教主義学校長、事業団体の主腦者約七〇名を八月一七日、二六日、二九日の三日に亘つて基督教青年会館に召集し懇談会を催し、教会合同と自給独立の即時断行とを計られた。その結果として九月二日基督聯盟主催の協議会が開かれたの如き申合が行はれた。

一、我等基督教会は内外の情勢に鑑み此の際外国ミッションとの財的關係を断ち自給独立を決意すること。

右遂行に關しては日本基督教聯盟に於て各派に推選しその実行を期すこと。

一、我等基督者は来る一〇月一七日の皇紀二千六百年奉祝全国基督教大会を期して各派合同の決意を声明し直ちに合同期成に對し全權を委ねられたる準備委員を設置す。右声明には各派に於て然るべき機関を通し之が決意をなし準備委員会に協力をなすこと。

我教会より三浦、本田、宮坂の三氏参加、第一の決議に對しては起立賛意を表明する事が出来なかつた。而して引つゞき開かれたる各派代表者の會議に於て第二の点に賛成せざりしこと、又其理由として我教会の教会合同に對し一の規準を有すること、日本に於ける諸教派は基督教聯盟の下によく一致協力をなしつゝあるを以て政党や営利団体の如く教派を解消して合同するの必要な事、斯くすることは却て基督教の健全なる發達を阻害するの結果となる危険あること等を述べて教会同盟の程度を必要とすることを主張した。聖公会の佐々木監督も合同反對の意を表明せられたが、日本基督教会が前協議会迄強く主張せられし教会同盟の主張を此會議に於て聞き得なかつた事は甚だ意外の感を抱かしめた。併し同教会は既に理想的合同に態度を決し同教会大会は一〇月一七日の合同声明に参加すること、教会合同のため準備委員を選出すること、諮問機関を設くること、信条は使徒信經に一文を添えること、全プロテスタント教会の参加を条件とすること、機関は會議制とすること、準備委員の成案は大会又は常置委員に委託し最後の決

定をなすべきこと等を決定せられた。我教会は一月一五、六兩日臨時總會を開き

(一) 奉祝信徒大会宣言に關しては「起草委員の手になれる宣言文草案に現はれたる『基督信徒の大同団結を完成せん

ことを期す』なる趣旨に於て之に参加すること、

(二) 教会合同に關しては「本教会信条に於て一の規準を有するを以て左の条件を附して準備委員を選出すること、

(イ) 準備委員の外に五名の諮問委員を設け、準備委員のみにて決定し得ざる主要問題に就き協議せしむ。

(ロ) 準備委員に全權を賦與するも其決議に對する最後の決定は総務局に於て之をなす。

(ハ) 使徒信經、ニケヤ信經を教団の信条として認め、教団中にありてルーテル教会の信仰特色たるアウグスブルグ

信仰告白及其他の本教会の信条書に基く信仰をルーテル教会に属する教会の特色として維持繼續するの自由を保留し得る形態の教団組織たることを主張すること。

に決し委員として三浦、本田二氏、諮問委員として平井、石松、ホルン、岸、宮坂氏が上げられた。

宣言文は一月一七日の朝、本教会に對しても又本会委員に對しても何等諮らるゝ事なくして「合同の達成を期す」と変更の上式場に於て朗読せられた。斯かる重大なる問題が正規の手續を経ずして遂行せられし事は理解に苦しむ所である。」

ここに於けるさるる重大な変更は、教団創立途上のひとつの大きな問題点である。前日までのルーテル教会の臨時總會における理解と相違するにもかかわらず、午前の大衆説教では阿部義宗が「教会合同」の決意とこれへの邁進のすすめをし、午后には三浦家の祈禱に始つて「宣言」が朗読された。それは、信仰の中からではなく、国の新体制に基督信徒も即応するための合同決意でもあった。宣言の全文は次のとおりである。(都田・合同史稿一六四ページ以下参照)

## 宣 言

神武天皇国を肇め給ひしより茲に二千六百年皇統連綿としていよいよ光輝を宇内に放つ光榮ある歴史を懷えて吾等うたた感激に耐へざるものあり。

本日全国にある基督教徒相会し、つつしんで天皇陛下の万才を壽き奉る。

惟ふに世界情勢は極めて波瀾多く一刻の偷安を許さざるものあり。西に欧州の戦禍あり、東に支那事変ありて未だ終結を見ず、此の禍中において我国よくその進路を謬ることなく、国運国力の進展を見つつあり。これまことに天佑の然らしむる処にして一君万民尊嚴無比なる我国体に基くものと信じて疑はず。

今や世界の変局に処し、国家は体制を新にして大東亜新秩序の建設に邁進しつつあり。吾等基督教信徒もまた之に即応し教会教派の別を棄て、合同一致以て国民精神指導の大業に参加し進んで大政を翼賛し奉り、尽忠報国の誠を致さんとす。依て茲に吾等は此の記念すべき日に当り左の宣言をなす。

一、吾等は基督の福音を伝へ救霊の使命を完ふせんことを期す

一、吾等は全基督教会合同の完成を期す

一、吾等は精神の作興、道義の向上、生活の刷新を期す

右 宣言す

昭和一五年一〇月一七日

皇紀二千六百年奉祝基督教信徒大会

#### 四、教団創立への準備

一九四一（昭一六）年一〇月一七日の信徒大会に於て「宣言」が発表されるとすぐ、翌一八日から合同準備会が開かれた。日本福音ルーテル教会からは、三浦、本田の両氏が委員として出席した。この委員会は八回にわたって開かれ、本田伝喜は「機構」、「三浦家は「信条」の小委員会に属した（三浦氏は信条委員会の書記であり、中途より委員長となる）。

「大同団結を期す」が「合同の達成を期す」となった問題が、どのように論じられたか、直接には判らない。しかし、委員会の決定の中には、こうした問題が論じられたと推測される節もある。ともあれ、事態は進展し、ルーテル教会の主張は少数意見にすぎなかったのである。

第二回の委員会は、一〇月三〇、三十一日に開かれた。先にひいた「経過報告」は次のようにしている。（八三—八五ページ）

「信条、機構、教職の三項につき各派の報告を聴取す。ブロック制主張者は唯少数の小教派のみにて大勢は完全なる合同の即時断行を主張した。

日基側は信仰に於ける一致の必要と会議制度を高調、我教会は信条の教会にして之を無視して合同参加の不可能なること、及第廿一回総会の決議に基く我教会の態度を述べブロック制合同を主張す。

第三回は一月一三—一四日青山学院神学部

財政、機構、教職、信条の諸問題につき協議し、又四委員会を開き研究す。機構を一本建とすべきか或は二本建とすべきか、主なる議題であつて、我等は信仰的特異性を維持する必要上又信仰的立場を異にする教派も参加し得る

ためにブロック制合同の必要を再び主張した。

本会期中に開かれたる信条委員会に於ては

- (一) 信条と機構とは密接なる関係を有する。若し機構に於てブロック制を認めらるゝ場合信条は極めて一般的のものとして解決し易きも、ブロック制否定せらるゝ際は極めて困難なる問題として発展すべき可能性あるを以て機構問題の確立するまで信条の決定は困難なること。
- (二) 信条問題の決定には、あく迄教団自体の立場に於て之を決定する必要があること。等が協議せられ、信条に対する各派の態度として表明せられた処を要約すれば
- (一) 聯盟合同委員会の作成せられたる信条は、基督の受肉、復活等現はされ居らざるを以て絶対に反対、使徒信經を基本としてプロテスタントの信仰を表明する一文を添へ聖書の規準性、救の恩寵性、教会の自律性を明確にすること、ニケヤ信經は積極的には排斥せず、但し神学的色彩濃厚なるを以て寧ろ原始的なる使徒信經を採用し度し。
- (二) 使徒信經に生活信条を附加し度し、内容は皇国への忠誠、礼拝の厳守、聖礼典たる聖餐及洗礼の遵守、信仰の証言と愛の奉仕、公役の励行、禁酒禁煙等
- (三) 「使徒信經に基き」とし聯盟委員会作成の信条を採用し度し、使徒信經より、処女降誕は非科学的なる故削除希望、復活は差支へなし、ニケヤ信条挿入には絶対反対。
- (四) 大体前条と同意見
- (五) 最少限度のものとして使徒信經及ニケヤ信經を主張、プロテスタントとキャソリックとを対立せしめんとする態度には反対。
- (六) クリーダルチャルチとして最も多くの信条を有する教派であり、其信仰に於ても多くの特異性を有する。さり乍

ら其固有の信仰的特色を他に強めることは我等の意志にあらず、さればブロック制を採用して我等にオーグスブルグ信仰告白を基準とする信仰の維持継続を認容せらるるに於ては、教団の信条としては使徒信経及ニケヤ信経を採用し、之に聖書、恩寵、教会、礼典に対する觀念を表明する一文を添へたし。

(七) 使徒信経にても、聯盟案にてもよし等々。

何等の結論には到達せざりしも、使徒信経を原文の俣残すことに多数は賛意を表し、各派の特色をブロック制に於て維持することには某々派委員の反対あり、使徒信経に附加すべき前文については三浦、浅野、今井、平賀、熊野（バプ）を立案委員として選ぶ。

第六回委員会（一九四一、昭一六、二・一二—一四）は、信条問題を扱つたものとして興味をひく。（同前八九ページ以下）

「第六回の協議事項なるものは

(一) 聖公会との交渉委員は聖公会が新教諸教派と行動を共にし、殊に合同委員会の委員長として松井監督、書記として稲垣陽一郎氏を過去に於て出し乍ら、今に至りてプロスタントに非ずとの理由により合同不参加を表明せらるゝに至りたる事情を報告せられ、郷司、木村、海老沢、熊野、車田氏を委員に挙げて同派との交渉経過を発表すべき草案を起草せしめ之を決定。

(二) 信条委員長の報告の後、之を第五条として挿入するや否やにつき意見対立し紛糾す。

対立せる二点につきては十ブロックより信条委員以外の各一名の委員を挙げて之が解決を計らしむ。委員会は第一の対立は原文の順序に従ひ「拝み崇めらるゝ」と修正、使徒信経本文は「即ち」を「」中に入れて其何れを用ゆるも各自の自由とすることを推薦、之に対し日基側は「即ち」なる語はプロテスタント教会観の上より必要なるものなれば、昨年の総会に於て挿入を必要とする決議をなしたり、故に総会の意を問はずして賛意を表し難

しとして賛否を保留せらるゝことゝなり議場再び紛糾す。ルーテル側はブロック制により自己の信条を保有し得るの権利と不可分の関係あるを以て、先づ其自由を認容するの決定を与へらるる様提案したるも、之を後廻しとされたるを以て賛否を保留し、ルーテルと曰基側の意見の多分に加味せられたる信仰告白を二派を除外し他の全員起立を以て採決せられた。其全文は次の如くである。

### 信仰告白

我等が神と崇めまつる主イエス・キリストは神の独子にして人類の救のために人となりて苦難を受け、世の罪のために完き犠牲を献げ給へり。凡そその恩恵により信仰によりて之と一とされる者は赦されて義とせらる。父と子と共に拝み崇めらるゝ聖霊はイエス・キリストを我等に顕し、信ずる者を潔め給ふ。旧新約聖書は神の感動によれる聖言にしてそのうちに語り給ふ聖霊は信仰と生活とにつきての誤りなき啓導者なり、教会は基督の体、聖霊の宮、恩恵によりて選ばれたる者の団体にして福音の正しく宣伝へられ、洗礼及聖餐の二礼典の守らるゝ所なり。古への教会が聖書に基きて伝へたる左の告白に我等は亦同意す。

我は天地の創造主全能の父なる神を信ず。我はその独子我等の主イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりて胎り、処女マリヤより生れ、ポンテオ、ピラトの下に苦難を受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府に下り、三日目に死ねる者のうちより甦り、天に昇り全能の父なる神の右に座し、彼処より来りて生ける者と死ぬる者とを審き給はん。我は聖霊を信ず、我は聖なる公同教会（即ち）聖徒の交り、罪の赦、体の復活、永遠の生命を信ず。

(三) 信仰告白採択の後、之を教団規則第五条となすことは認可事項となるを以て且又使徒信經本文を現はすことにつき強き反対あり、遂に第五条のためには之より要約したるものを新に起草することゝなり、「教会及信徒規定」も亦改めて起草する事に決し議長指名による二つの委員が挙げられ、

(四) 我教会代表が徹頭徹尾主張し來つた教団の信仰告白に加へて、我教会にその特色ある信条を維持継続するの自由を与ふる一文を規則中に挿入することに対し採決を求めし所、多数の委員より強硬なる反対あり、某教派委員中よりも一機構、一統理、一信条を基本とする立前よりルーテルに対してのみ之を許さるべき理由なく、ルーテルに之を許す必要あれば寧ろ全体をブロック制とすべしと主張され、某々教派は我等も信仰の特色を有する故に我等にも其特権を与へられ度しと要求せられ、中には他派の特色は信仰の特色であり、ルーテルの特色は信条の特色であり他に之と等しきものなし、且同派が教会憲法上、又總會の決議により此点を譲歩して合同し難きことは會議の当初より同派委員の一貫したる主張なれば、之は例外として認むべきであると主張する者もあり容易に決することは能はず、最終を豫想されて開かれたる第六回準備委員会も遂に此問題を持越して今一度開く事に決して解散した。」

教団成立の前に、信仰告白文が準備されたことは極めて重要な意味をもっている。しかし、全員の支持を得ることができなかつた。またルーテル教会は、それを全体の信条としつつも、ブロック制をとつて、それにかさねて自己の信条を保有しうることを終始主張しているのである。

新しい信仰告白のもとに、新しい教団が結成されることが、教会の歩む道であつた。けれども、ここに団結を意図して集まつた諸教会はそれを貫きえなかつた。告白をひとつになしえない実態があつたにもかかわらず、ひとつの教団を形成すべき外的要請に逆らうことができなかった。

そこで、妥協的な方法として、少数意見としてしか見られなかつたブロック制が、第七回委員会では大勢を占めるに至つたのである。しかし「ブロックを本則とするか附則とするかにつきては尙意見の一致を見ず、大勢は経過規定としてこれを定めるという方向に向つた。

そして、第八回の最後の準備委員会では、信仰告白ではなくて、手続きに必要な「教義ノ大要」と「信徒生活ノ規

定」を定めて、ブロック制について文部省との交渉を進めるようにしたのである。

### 教義ノ大要

本教団ハ旧新約聖書ヲ所依ノ經典トシ、使徒信条ニ準拠シ、前条ノ教会ノ有スル信仰ノ告白ヲ参照シテ左ノ如ク教義ノ大要ヲ定ム。聖書ニ於テ啓示セラレタル父、子、聖靈ナル三位一体ノ神ハ、世ノ罪ノタメニ死ニテ甦リ給ヘル御子イエス・キリストノ贖ニヨリテ信ズル者ノ罪ヲ赦シ之ヲ潔メ永遠ノ生命ヲ与ヘ給フ。教会ハキリストノ体ニシテ恩寵ニヨリテ召サレタル者ノ礼拝ヲ守リ、聖礼典ヲ行ヒ、福音ヲ宣伝ヘ、主ノ来リ給フヲ待望ム団体ナリ（信徒規定も同様採択、但し之は創立總會の宣言に加ふる事に決定）

### 信徒生活ノ規定

一、本教団ニ属スル信徒ハ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴スル臣民トシテ皇運ヲ扶翼シ奉リ、国体ノ精華ヲ発揚センコトヲ努ムベシ

一、本教団ニ属スル信徒ハ本教団ノ教義ヲ奉ジ、聖日ヲ守リ、共同ノ礼拝ニ与リ、聖餐ニ陪シ敬虔ノ修業ヲ積ミ、教会員タルノ義務ニ服スベシ

一、本教団ニ属スル信徒ハ信仰ヲ磨キ、純潔ナル生活ヲ営ミ、愛ノ業ニ励ミ、身ヲ修メ、家ヲ齊ヘ、社会風教ノ改善ニ務ムベシ

しかし、この過程で明らかになった「教団」の性格についての理解の相違は、のちに教団が信条をもつひとつの教会となろうとした時に、もう一度表面にでてこざるをえなかった。また準備された信仰告白を、機構をどうするにしても、共に告白することがむずかしいという現実を、教団は内にかかえていたのである。

昭和一六年三月二〇日附福音新報は、「ブロック制を強硬に主張した七教団の中」の日本福音ルーテル教会の本田

伝喜牧師とのインタビュー記事に一ページをさいている。本田牧師のことばの中に、当時の主張をうかがい知ることができよう。

「われわれの方は、あくまでも信仰に於る合同を主張しているのです。ご承知と思いますが、アウグスブルク信仰告白の中に、合同についての一條がしるされているのです。つまり「神の言と聖礼典における一致があれば合同してよい」という語があるのです。合同が手段であつてはならないと思ひますね。どうしても信仰がひとつとならなくては駄目です。われわれはそのために戦つてきたのです。」

「今度の合同は最初から少し無理があると思ひました。二十数個の教団を一つの教会、一つの機構、一つの信条にまとめようとすることは大へんなことです。わたしは類似教会を始めに作り上げて、それから漸進的に本格的な合同に押し進めるのが時宜に適した方策と考へていたのでした」。

「われわれは経過規定を決めておく位では賛成し難いのです。ルーテル教会では、最初からわれわれが従来から持つている信条を維持継続することができるなら合同するという建前をとつてゐるのです。事情が逆転して新しくブロック制でゆく、従来教会、信条を認め、機構も各個に許すという方針で機構特別委員があげられた次第です」。

## 五、教団の成立とブロック制の解消

一九四一（昭一六）年四月の日本福音ルーテル教会総務会は次のことを決めた。

### 教会合同の件

第二一回總會の決議たる本教会の信条を維持継続しうる組織たることの条件の合致することを認め、近く成立を見んとする「日本基督教団」に参加することの決定を總會に提案することとす。

ついで五月一日の第二二回総会では、「総務会提案は之を至当と認め、本總會において日本基督教団に加入することを決議」した。

こうして一九四一（昭一六）年六月二四、五の両日日本基督教団創立總會が、富士見町教会において開かれた。日本福音ルーテル教会は、この第五部として参加したのである。教団は、十一の教区、満洲布教区に地域的にわかれるとともに旧教派の系列による部制をもつという、二重の仕組みをもった。たゞし、部制については「附則」の中で、「当分の内」という但し書がついて定められている。

ルーテル教会としては、やつと主張がとおって部制がしかれたのであるから、それがにわかには解消するとは思ひもよらなかつた。しかし、一九四一（昭一六）年一月二四日教団が正式に認可された日に、統理富田満は向後一ヶ年を期して部制解消を断行することを明らかにしたのである。

この変化はどこから生じたのであろうか。旧日本基督教会の「福音新報」（二二・一一）は、第一部の總會に富田満が説明したことをのせている。

「去る教団創立總會に於て定めた規則に、爾來四ヶ月にわたり文部当局と折衝をなして相当の修正が行なわれた。

……

修正により変化を見た最大のもの、経過規定中の部制に関する規定についてであった。すなわち、創立總會の規定によれば、教団そのものと各部との関係に於て、各部が主で教団が従である形に於てつくられていた。これがその順序を逆にしたわけである。教団が主となり、部が従の位置に変わった。……

しかしこれは経過規定の本来の性質、すなわち部は教団の最後の目的ではなく、ただ長年の伝統を有するものの残務整理のために存するという精神に従えば、当然の立場におかれたにすぎない。……

ただしこれには時限はきつてない」。

特に時限についてことわっているのは、この「当分の間」という点について文部当局の追求をうけたからである（土肥昭夫「日本基督教団成立の歴史的検討」福音と世界、一九七一、一〇月号、八六ページ）。

そして第一部はもともとブロック制の主張をしていたのではあるが、自分たちから出した統理のことは完成させなければという空気も助けて、部制廃止へと動いたのである。

翌一九四二（昭一七）年一月二四、五日に教団の第一回の総会が開かれ、部制解消の案が提出された。前年二月太平洋戦争開戦とともに、全体の空気もいちじるしく変った。さらに同年六月ホーリネス系三教会の一斉検査という事件が、事態の容易でないことを告げていた。部制解消についても、「当日の議場にはひとりの反対の声もなく、いづれも即時断行を唱え、満場起立し拍手をもつてこれを議決したのである」（『日本福音ルーテル教会史』四五七ページ）。

第五部の理事会において、部制解消に伴う残務の対策は九月ごろから考えられているが、先に部制を主張したにもかかわらず、部制解消に対する基本的な反対や検討は、ほとんどなされなかつたのではないかと思われる。このころの記録はきわめて乏しい。機関紙「るうてる」も同年九月で廃刊となり、一部より五部までの機関誌として創刊された「日本基督教新報」に合流した形となった。ただ同年二月五、六両日ルーテル教会伝道五十年記念大会が東京で開かれ、その前日第五部教師錬成会において、「部制解消の神学的考察」と題して北森嘉蔵が講演をなしている（六十年史、四四四ページ）だけである。

戦争が厳しくなるにつれ、牧師の応召、徴用、教会堂、教会員の戦災など、具体的な困難な各教会を見舞った。また京都教会岸千年牧師、同志社の学生であった久米芳也氏、別に田坂誠喜氏などが留置されるよううきめにあった。久留米教会の坪池隆氏は、ホーリネス系教会の事件に弁護士として活躍した。

## 日本基督教団よりの離脱

### 一、敗戦後の教団

一九四五（昭二〇）年八月一五日敗戦によって、それまでの事態は全く一変した。同年一〇月初旬には、信教の自由に関する連合軍総司令部の指令が日本政府に伝えられた。その結果宗教団体法は廃され（二〇月四日）、同年十二月二八日には宗教法令が公布された。

これは、神道指令に基づき、神社も法人令のもとで法人となりうることを示した。全般に認可制ではなくて、届出により、規定で定めた法人設立の要件がみたされた場合には法人が当然成立するとする準則主義を採っている。

このことによって、教団成立の要因であった法的根拠が失われた。また国家主義の時代から占領時代への転換は、精神的な動揺をもたらさずにはいなかった。

戦時中の教会は、神社神道を超宗教とする中で自由をもっていたにすぎない。したがって、敗戦によって「満洲事変以来、基督教は圧迫を蒙り、教学伝道等に不自由を感じてきたが、今や自由に説教しうることになった」（八・二八、富田統理挨拶）。しかし同時に敗戦はわれらの「誠足らず報国の力乏しきに困りしことを深刻に反省懺悔」しなければならぬ（同日常務理事会通達文）。

翌一九四六（昭二一）年六月九日東京に開かれた全国基督教徒大会は、「キリスト教徒として戦争に対する責任を告白し、同時に新日本建設キリスト運動の決意を表明」した。（石原謙「日本キリスト教史論」二六二ページ）。

「我等日本国民は今次大戦に対する責任を痛感する。特に平和の福音を信奉する基督教徒として深刻なる反省と懺悔と悔改とを表白する者である。無限に赦し給う天の父はその豊かなる恩寵を以て、我等に再生起死の途を開き給うことを確信する。然し筆舌に尽し難き戦禍の現実を直感し慘憺たる同胞の苦悩を見ては、新しき十字架の我等を待ちつつあることを意識する者である。

ここにおいて我等はキリストの十字架を基底とする新日本を建設し以て真の道義的世界秩序を実現せんことを決意する。敢て聖霊降臨日を卜して開かれたる本大会を機とし、全日本の基督教教化とキリストによる信仰復興とキリストの教会の拡大強化を祈る者である。されば我等は、全日本キリスト教徒の団結により国民の苦悩を我等の身に負い、飢餓に、昏迷に、窮乏に、悲痛に、身を挺して国民に奉仕せんことを期す。依つて新日本建設キリスト運動三年計画をここに展開せんとする者である。右宣言す」。

これはやつと、国の敗戦についてのざんげから、平和の福音にてらしたざんげへと変っている。しかし、長い間国体に反しないで伝道してゆこうとした努力は、「能動的に戦争を指導した覚えは毛頭なく」ても、預言者的な批判をほとんどできなくしていた。教会もその指導者も疲弊しきっていた。しかも新しい日本の歩みに責任をもち、力となることが期待されていた。預言者的な展望のなかつたことへの反省は、しばしば「たてまえ」に対する「いやいやながら」の追従という弁明にすりかえられた。

こうした状況の中で、一九四六（昭二一）年二月にはホーリネス系基督教兄弟団、四月活水基督教団、日本基督教改革派教会が教団から離脱し、聖公会は敗戦の年の一二月には再建を議している。教団設立の理由になった宗教団体法

がなくなつたのであるから、教団それ自体の存在について新たに考え直すべき必然性があつた。

「終戦後、教団に属する人々の教団に対処する態度として三様のものがあつた。

一、教団への合同は、自発的なものではなく、他よりの政治的圧力によるものであるから、教団は直ちに解散すべきである。もし何らかの理由で存続する場合には、離脱は自由であるべきである。

二、同じ理由から、教団は一步後退して部制に立ち返り、その上で各々が神学的な折衝をなし、各教会が自分の責任によつて最後の決断をなすべきである。

三、教団成立の背後には国家的圧力が大きく働いているとしても、神はそれらの中にあつて教会を導き、教団に合同させたのだから、この事実を認め、教団にとどまり、教団の整備、育成に努むべきである。」(日本基督教団史一九一ページ)

このような考えは、たとえば戦時中の議員によらないで、新議員による総会を構成し、新陣容のもとで論議をつくるようにとの主張をかかげた福音同志会の結成を生んだ。

実際常議員会にしても、一九四三年昭和一八年一月の第二回から二ケ年の間(一九四五年昭和二〇年一月五日まで)開催されないうで、常任議員、特別常議員、常務理事会などで緊急の処置がとられてきたような有様であつた。したがつて、総会が開かれて新しい方針を決定することが必須のこととされたのである。

一九四六年六月、キリスト教信徒大会が開かれるのに便乗して、第三回臨時総会が開催された。これは、教団の方向を決定するものになると期待された。しかし、「この総会は自己の解散の議決をなさず、事実上教団の存続を認めたことになつた」(教団史一九二ページ)。教団の役員の変更や多少の機構の改革をなし、憲法規則の改正案は次の総会まで研究されることに留つた。このような態度を不満として、教団に見切りをつける旧教派が次第に離脱していったのである。

この総会はまさに重要な時にあつたにもかかわらず、「教団は諸教派の合同という原則的な問題をそもそも新しい諸条件の下で考慮することをしなかつた。教団はこの問題の古い折衷的な解決を越えて今一度考慮する必然性を認めず、ただ合同教会の機構を戦後の変化した状況に対応させるだけの外面的改革にとどまつた」(堀光男「日本の教会と信仰告白」新教出版社、一九七〇、一一七ページ)。石原謙「日本キリスト教史論」も、教団のこれまでの歩みとこれからのとるべき態度を「問題として論究する余裕のなかつた」ことを指摘している(二二九ページ)。「統制的実力を有しない教団当局者は、もはや何らかの形で教団の統一的型態を保持しようと努力することもできず、事態の成行きに任せて去る者を送り、残る者だけで教団の形態を保ち、その同志関係を秩序づけるほかは取るべき道を知らなかつた」。

この年の一〇月にクリーブブランドで開かれた一致ルーテル教会の外国伝道局の報告は、教団が当時の大へんなチャレンジに対する唯一の実際の答えなのか。もしそうとしても、ルーテル教会は教団の教理や方法に良心的に従つてゆけるのかという疑問を出しつつも、なお明確な判定をさけている。そして、教団総会とルーテル教会に属した牧師たちの動きを次のように述べている。

「日本基督教団は、一九四六年六月初めに東京で総会を開いた。多くのものは、教団の機能はこれで終るのではないかと考えていたのであるが、なおひとつの力として留るよう処理された。たしかに、多くの重要問題がなお答えられていない。機構は非中央集権化された。しかし、極めて重要な信条問題は、委員会にさしもどされた。

ルーテル教会の牧師たちは、総会后東京で集まることを望んでいる。われわれは新たに再編成された教団に対する彼らの反応を切に待っている。五月初めに、彼らはすでに「固いルーテル教会の信仰と実践に基づく、日本におけるルーテル教会の確立と進展のために最善をつくすという決定をしているのである」。(ULCA第一五回総会報告、三

## 二、ルーテル教会再建へ

## ルーテル会誕生（一九四六・六）

敗戦の年の暮には、旧ルーテル教会に属する教職に、これからどうすべきかを問うたアンケートが配られている。教団にとゞまる、状勢をみて善処、教団離脱などの返答があつたというが、その詳細はわからない（「るうてる」昭四三年八月号）。

一九四六（昭二一）年四月二四日九州在住の旧ルーテル教会に属する教職者一五名が会合し協議したことを契機に、六月教団の臨時総会、信徒大会のあと、東京においてルーテル会が結成された。

「すなわち、四月二四日の会合には、九州在住の教職者の大多数は時節柄、各自手弁当にて、熊本市に集合、現状打開のため、極めて真剣に討議し、左の通りの申合せをした。

一、我らはルーテル主義信仰の確立と同信仰に基く教会の拡充に邁進せんことを期す。

一、右の精神を貫徹せんがため、教団の改組に努力す。

一、以上の目的をもってルーテル教会再建のため、速かに責任ある宣教師の派遣を希望す。

右の申し合せは、直ちに米国ミッシジョンボードに送られると同時に、更に之が具体化を計るべく鋭意努力中であつたが、六月九日ペンテコステを期して東京に開かれた全国信徒大会を機会に、翌六月一〇日、旧ルーテル神学校に、上京中の教職を主として集合し、極めて意義深い礼拝を行い、聖餐式を守り、続いて昼食後より夜九時近くまで種々慎重協議の結果、左の申し合せをなし、所要の委員を選んだ。

一、昭和二二年四月二四日、九州在住の教職一五名により申合せられたる三項目を確認す。

一、右三項目を具体化せんがため更に各項目に關し次の如き計画を建つ。

イ 前条目的を達成せんがため、ルーテル主義信仰にたつ教職を以て「ルーテル会」を組織す。

ロ 我らは、ルーテル死没後四百年を記念し、広く我らの主義信仰を宣伝し、眞の福音的信仰に立脚して新日本建設に邁進せんがため、大伝道並びに神学講演会等を実施す。

ハ 我らは、ルーテル教会再建のため日本伝道に經驗ある凡ての宣教師の再来を希望する。更に工場伝道農村伝道等、特殊伝道に關し、有能なる宣教師をも新に派遣せられんことを切望す。

右申し合せに基き選ばれた委員は左の通りである。

ルーテル会委員 三浦冢氏、岸千年氏、石松量蔵氏

伝道委員 委員長岸千年氏、書記田坂惇巳氏、平井清氏

右地方協力委員 東京・青山四郎氏、関西・大内弘助氏、九州・山内六郎氏

右の会合に出席した教職者は、二一名に及び、南の果て水俣からの長沼牧師を始めとし、最近蒙疆より引揚られたる牛島牧師等をも加え、大いなる希望と喜びにあふれて、各々其の持場に帰った。尚田坂誠喜氏は唯一人の信徒として出席せられた（がり版による「ルーテル会誌」第一号。二二年七月二〇日発行。六〇年史四八二ページ参照）。

### 再建準備会（一九四六・一一）

ルーテル会の活動によつて、ルーテル教会再建の氣運が深められ、ルーテル会組織後半年もたたぬうちに、日本福音ルーテル教会再建準備会が組織された（一〇月一七日京都に於て）。委員長岸千年、書記田坂惇巳、會計青山四郎の委員が選ばれ、翌年一月に再建の總會を開くよう準備をすゝめた。「内部においては資料として必要なルーテル教会現状の諸調査をなし、また外部においては日本基督教団との交渉をなした……またルーテル教会規則草案を起草

し、米国ミッションとの交渉をすすめ、新しく開かれる総会プログラムとその予算案を作成した。この再建準備のために必要とする費用は、広く同信の友に訴えて募金したのである」(六〇年史四八四ページ)。

当時の人々の考えは、ガリ版「ルーテル」第五号によくあらわれている。

「一月一二、一三日の協議会は、おそらく歴史的なポイントとなるであろう。教団という不思議な組織の中にあつて、生きてはゐたが半身不随であつたルーテル教会が、さあ立ち上ろうといよいよ新しい決意と勇気を表明するに到つた時だからである。」

「教団との交渉は再建準備委員会の性質上、我らの決意を伝へ、うごきを了解して貰ふことと、教団の之に対する態度なり立場なりを聴取する以上にすぎなかつたが、一回の会合だけではまだ問題が多く残されてゐるやうに考へられた。殊に教会といふものに対する神学的な反省、考察は、我々も更につき進んだ点にまで明確にしておく必要があるのであつて、この事に関しては教団は極めて甘い考へをもつてゐるやうである。」

志のみをもつて現実には教会ではない教団が、現実を認めて、志の実現には新しく研究する態度に出られるならば、我々の今度のうごきは当然認められて問題にはならないのであるが、現実には頬かぶりして教団の教会性をあくまで主張されるところに困難があるやうである。教団としても面目上この主張を引こめられないであらうし、我々としても、面目の犠牲になつてまで半身不随を続けることはできないといふのが、現状である。」

「我々の決対に対して心ある人は、ミッション教会への転落を憂へてくれ、ある人は「古巣恋しさでせう」と一蹴される。ミッション教会への転落は我々の心構への問題であつて、人間的努力と工夫で之を杞憂に終らせることができるが、「古巣恋しさ」は大いに警戒を要することのやうに思はれる。我らは決して過去を振返つてはいけない。我らの前には新しい未来がある。」

「多くの批評をなす人々に対する最上の説明は活潑効果的な教会活動の実践と福音主義信仰の徹底につきるのでは

あるまいか。そのためにはルーテル教会をルッター教会又はルター教会といふ名前に変へることも一つの考へかもしれないといふ案もある。諸兄の御一考をお願いする次第である。」(青山)

これより先一〇月一五、一六日、京都同志社において第四回教団総会が開かれた。教団憲法制定に関連して、教団の信条問題が論じられた。「ある人には、教団が教会であるためには信条をもたねばならぬと主張し、もしそれが不可能なら旧教派に復帰することも辞さない気構えを見せた。それに対して他の人々は、合同は神の摂理として受け入れ、各人は相互信頼の上に堅く立ちつつ、信条制定を他日に期すべきだと論じ、鋭い対立を見せた」(教団史一九九ページ)。そして「はや教団から離脱してゆくグループもあった。信条問題は、信条委員会を組織し、速かに教団の信条を制定することとされた。

再建準備委員会は、こうした教団の性格が明らかでない状態の中で、ルーテル教会の始めからの主張にのっとり、教団を教会連盟の形で考えたいとしていたように思われる。がり版ルーテル五号(一九四六・一二・二五)は、次のように委員会の動きを伝えている。

「一二月三日、教団との接渉のために岸、大内、内海、青山の委員は教団を正式に訪ねて懇談した。教団側では村田四郎氏友井禎氏日野原善輔氏等が出席された。教団側としては教職接手を実施するかどうかという点に最大難点があることが明瞭となり、教団内で教会を作ることは、教団外に出るに至る外はないことも明瞭とされた」

#### ルーテル主義論議(北森発言をめぐって)

一月一二日からの熊本での教師の協議会に、出席しなかった北森氏よりは、「発言内容」が文書で提出された。そこに述べられている内容は大略次のようである。

第一、ルーテル主義は絶対的な真理である。しかし絶対的とは、他者との対立において自己を守り主張するのではなく、対立する他者を自己の内に摂取し、自己に化してゆくものである。ルーテル教会も全教会に対する責任を自覚しなければならぬ。

第二、それゆえに、合同教会はルーテル主義的にこそ形成さるべきものである。教団の内にあつてルーテル主義を維持するのではなく、それをルーテル教会化するよう、福音の攻勢をとるべきである。

第三、これを単なる理想論として片づけるのではなく、ルーテル主義の実力に信頼すべきである。

第四、そのためには、ルーテル主義的ボディが強固にならなくてはならない。しかしそれはセクト主義的自己主張ではなく、真に一切を救うための自己強化である。そのために知恵をつくし、後継者の確保についても十分考える必要がある。

第五、教団内にあつて少数党であつても、真理への自覚があれば他に吸収される恐れはない。まして現在の教団はルーテル主義に対し尊敬を払っているのである。

第六、一つなる教会は、また正しき教会でなければならない。そのためにはあらゆる教派の使命が問われるが、ルーテル教会にはその責任が特に大きい。信条問題でつくすべき戦いをつくし、しかも教団がルーテル主義の真理をいれないのなら話は別だが、戦わないで旗をまいてはならない。「ルーテル主義が絶対的真理として日本の規模において、全教會的規模において宣揚されること——これこそ真のルーテル教会の再建であると信じます」。(藤田武春氏所有の文書より)

雑誌「兄弟」(一九七一・六月号)の「統神学的自伝」の中では、北森氏は当時の日記を引用して次のようにしている。

「青山牧師、九州より帰京。旧ルーテル系懇談会の報告をきく。小生の発言内容十分取りあげられたりと。大体の

傾向健全なりと認む。ルーテル系の組織強化のことも純粹に原理問題に基くことを確かむ。歩みが原理的になればなるほど、問題の展開は望み多くなる。ルーテル系にとつても教会にとつても実り多くなる」。

そして、当時教団の総会副議長であった村田四郎氏を青山牧師と訪うと、「村田先生極めて好意的に聴取（協議会の報告のこと）。部制的活動をも容認さる。実に意外ともいふべき結果ノ小生より特に発言、必ず一つ教会への志を失わざるよう努力すべき旨を約す」としるされている。

しかし、次第に明らかになった「教団を一種のキリスト教連盟に改組し、ルーテル教会を再建する」ということは、教会としての教団の解体にはかならないので、北森氏は列車の外にとび降りることになる。

原理的な問題についての理解の相違や不備があつたとはいえ、決して神学的なことがらが等閑視されたのではないことがうかがえる。

#### 再建総会（一九四七・一・二三—二四）

一九四七（昭二二）年一月二三日、二四日両日熊本市九州中学校（九州学院）、清水高等女学校（九州女学院）に於て日本福音ルーテル教会再建総会が開かれた。

決議案の第一は、日本福音ルーテル教会組織に関する件であつた。そして「我らはルーテル主義信仰に基く教会の建設及其発展のためここに日本福音ルーテル教会を組織すること、活潑な意見の開陳と祈りののち万場一致で可決した。

この総会での、この総会開催に至るまでの経過報告（岸千年）の中には、次のようにのべられている。

「第一期を昭和二一年四月二四日以降と申しましたが、実はそれ以前にさかのぼらなければなりません。と申しますのは、四月二四日の会合は、教団内に於ける旧日本福音ルーテル教会自体の、その時までになされた反省より生じ

たものなのだからであります。即ち教団内におきまして、私共は二つの問題を考えました。

第一は、教団内において我らはルーテル教会の信仰を維持しうるや。

第二は、教団内において我が教会の発展性ありや。これでありませう。

この問題は、教団の性格の問題と関係するものでありますので、まずこの方面から申し上げる必要があると思ひます。

教団は最初部制をもつて出発したのであります。私共は部制は半永久的に存続し各部に於て完全な自主性が保たれるという理解のもとに教団加入を決意したのであります。

しかし、部は解消のやむなきに立ちいたりしましたのは、政府の強圧によつたこととは申せ、ルーテル教会にとつては致命的な出来事と申さなければなりません。

その後の教団は、種々の矛盾を含みながら、一教会一信条の方向に進んでいたのでありますことは、昨年一〇月に開かれた京都における総会によつて明らかであります。(しかし私共は現実の教団は単一教団ではないと見ているのであります)。

この教団の方向と私共の立場とを関連させて考えまするに、この教団の志すところをそのまま認容するとしませうば、私共の信仰は維持されなれないと思ひます。教団の目指すところが信条をもつ単一教会でありますから、福音主義に立つ教会からユニテリアンまでを満足さすごとき信条を創作せんとすることは、結局シンクレティズムに陥るより外ないことは申すまでもありません。この点からして、第一の問いに対する答えは否定的です。第一が否定的であれば、第二問もその答えは否定的であることは自明であります。こうした反省が次の申し合せとなつたのであります。

一、我々はルーテル主義信仰の確立と同信仰に基く教会の拡充に邁進せんことを期す。

一、右の精神を貫徹せんがため教団の改組に努力す。

一、以上の目的をもってルーテル教会再建のため速かに責任ある宣教師の派遣を希望す。

教団は単一教会にあらずという前提の下に、第一第二は考えられたものであり、第三は日本におけるルーテル教会は世界に於けるルーテル教会の一環たらんとして考えられたものであります」。

「第一期は反省期でありましてシンクレティズムの泥沼から危く救われたのであります。

第二期は昭和二十一年六月一〇日東京都旧ルーテル神学校に於ける会合以降を指すのでありますが、この時期を『行動期』と称することができると思います。反省によつて混合主義（シンクレティズム）を排除し、教会本来の姿、すなわちキリストの教会設立を具体化せんとするものであります」。（昭二二、再建総会記録七―八ページ）

教団が信仰の一致を保つてはいないという実際的な判断があり、それにもかかわらず信条作成によつて教会性をかためようとする教団の動向はシンクレティズムに陥らざるをえないとし、ルーテル教会の再建をうたいながら、まだこの段階では教団からの離脱よりも教団そのものがフェレイションの実態をもつものとなるよう改組されることを望んでいた。

一九四七年三月号「ルーテル」は論文集“The Worldwide Christianity”の内容を紹介しつつ、J・C・ベネットの述べた教会合同の型に言及し、次のように主張している。

「フェデラル・ユニオンは、アングリカン・コンミニオンの分岐の場合のように、相互の認識（会員の交換、牧師の交換、聖餐式の連合、伝道や教会発展の協定）が仮定せられるが、同時に現存の教会に及ぶ実際の力の中央の權威の委託をも含んでいる。このフェレイションは、現在の組合教会の制度に似ている。組合主義においては、各個教会は内面的な問題は関連しているが、尚独立している。これが、フェデラル・ユニオンにおける教派の実際でなければならぬ。

：完全合同はエキュメニアカ（原文のままエキュメニカルの意）教会には好ましからざる型であつて、一つの大き

な漠然たる教会になる危険以外に、その内にあるものをしめつける可能性のあることが重大である。この完全合同は結局キリスト教の一致を脅かすようになるだろう……」。

同じ紙上には、同年二月二一日、新しい常議員会が、教団の幹部をたずね、「熊本の總會の結果として、我々は教団を出ようとすることは無いが、完全な自主性を認めてほしいこと、それに関連して、ルーテル教会の名前を保持する、神学校をもつ、ミニステリアルをもつことなどを認められたいことを申しいれ」と報じられている。

このような記事は、当時ルーテル教会の再建と関連して教団との関係がどのように考えられていたかを示している。したがって、ルーテル教会再建は、即教団離脱とはならなかった。離脱問題は、次の臨時總會の議題となったのである。

### 三、ミッシヨン・ボードとの関係

終戦の年十月には米国の教会よりの四名の使節団が慰問親善使節として来日し、米国教会と日本の教会の交わりが再開した。一九四六（昭二一）年六月には、外国伝道協議会の代表の六名が来日し（「六人委員会」）、教団は彼らを加えた内外協力委員会を設置した。

あらゆる米国の教会の外国伝道局は、宣教師を送ったり、政策的に重要な決定をするときには、この委員会と協議することとなっていた。ルーテル教会の外国伝道局は、もちろんこの手順の下にあったが、同時に来日したルーテル教会のチャプレンたちを通じて、教会に接触をした。そして、一九四六年八月にはL・S・G・ミラー博士が、米国の軍関係の特別な援助なしに、戦後最初の宣教師として、占領下のわが国に到着した。

米国一致ルーテル教会は、外国伝道協議会の委員としてA・C・クヌーテンを送ったり、また連合の調査団長とし

て南ルーテル神学校長ヨースト博士が昭和二年七月来日したりして、わが国のルーテル教会が教団の中にあつたことに對して、それに対応する援助の姿勢をとつた。

一九四七年一月の教団離脱の總會に際しては、すでにミラー夫妻、スタイワルト、クヌーテン夫妻、パウラス姉妹、エカード、ハーダー、マヤ・ウインテルの宣教師たちが帰任していた。しかし、ミラー博士のボードへの報告には、「日本におけるルーテル教会は自分たち自身のイニシヤティブで教団から離脱したのである。われわれは故意に、何のコメントも指示も与えることを遠慮した」とある (quoted by P. Huddle, *History of the Lutheran Church in Japan*, p. 219)。同時に伝道局はわが国の教会指導者たちの直接の質問に對し、一致ルーテル教会はルーテル教会の再建を好意をもつて見ており、必要な財政的援助をなすことを約していた。

#### 四、教団離脱

一九四七(昭和二二)年一月二一―四日、熊本市の九州学院、女学院で日本福音ルーテル教会の臨時總會が開かれた。主なる議案は、「對教団に関する件」と「憲法改正に関する件」、「予算案に関する件」などであつた。この時に始めて、教団離脱の決意が正式になされたのである。

「我らは本年一月熊本に於ける總會に於て日本基督教団内に在つて日本福音ルーテル教会を組織せんとして爾後對教団に関する接渉委員を挙げ本日迄努力して来た結果遂に組織の上で教団外にいづるのやむなきに至つた。我らは本臨時總會に於てとらんとする日本福音ルーテル教会の態度を内外に声明しここに名実共に日本基督教団をいづること決定する」(臨時總會記録五ページ)。

さらに總會は、日本基督教団離脱に伴う声明書を採択した。

## 日本福音ルーテル教会再建に関する声明

昭和一六年日本基督教団の成立を見るや、我教会は旧第五部として之に参加し、今次の大試練に際しては未曾有の苦難の中に猶よくルーテル主義信仰を固守し之を貫き通して来た。

然るに時局の進展により部制は解消せられるに至り、更に終戦と共に新しい世界に直面し新なる責任を自覚した時、このまま教団内に在つて果して我が教会の信仰を維持確立し教会の使命を全うし得るか否かに対して深い反省がなされ、昭和二一年春以来、屢々相寄つて協議研究につとめて来た。真の教会の存立は聖言の誤りなき宣伝と聖礼典の正しき執行とにあるものなることは宗教改革以来の我が教会の信条的伝統である。従つて真の教会の合一は之らの点に於ける一致に基くべきものであつて、信仰の一致なくして真の教会合同はありうるものではない。

我々は今日の疲弊せる教界の現状を視、我らの託せられた重大な責務を思い、昭和二十二年一月熊本に会して実質的に教会として新発足すべきことを決議した。

然し乍らもとより真の公同教会の実現は我らの理想とするところであり、且つ現下の非キリスト教的勢力の跳梁に抗する為には、凡ての教会の協力と団結を必要とすることは言うを俟たない。故に我我はいかにかして教団の内にとまりつつ教会を組織し、協力一致教会本来の目的達成に当らんと志し、委員を設けて今日迄教団当局と種々接渉して来た。

然し一教会一信条を目指して進みつつある教団では如何なる形に於ても教団内に教会を作ることが不可能であることを明瞭に認めるに至つた。故に遂に今日熊本に於て臨時総会を開き組織上教団外に出でて、再び日本福音ルーテル教会を組織することを決議するの已むなきに至つた。

今や我々は宗教改革者の真摯なる福音に励まされ、福音ルーテル教会の歴史的信仰に固くたち、自主的にして強固

なる団結を保ち、盛んなる福音の伝道と主の教会の拡充のため邁進せんとするものである。

多年に亘つてわが教会が享有して来たキリスト教諸団体との友誼は之によつて変ることなく、今後と雖も永く継続することは我教会の念願であつて、斯くして祖国日本及世界的に聖国の来らんために努力せん事を来するものである。

昭和二二年一月一三日

日本福音ルーテル教会

こうしてルーテル教会は正式に教団を離脱した。合同以前の教会が戦時中合併解散したものはあつても、そのすべてがもとのルーテル教会に復した。また教職者の中からは、結局二名が教団に残つた。神学校に教えた北森嘉蔵は、この総会ではまだ神学校委員に選挙されている。いまひとり加藤亮一は当時旧フィンランド系の池袋教会に牧師として任を受けていた。日本福音ルーテル教会とフィンランド系の福音ルーテル教会とは、教団参加の直前に合同して、共に第五部として参加したが、離脱の時の足並みは揃わなかつた。戦時中の困難も大きく作用したのである。しかし、一九四九（昭和二四）年には福音ルーテル教会も再建総会を開き、日本福音ルーテル教会との合同をもう一度決議し、一九五三（昭二八）年に合同総会が開かれたのである。この間池袋の教会は半分が教団に留るといふ形になり、その整理には苦勞が伴つた。

あとがき

これは、日本福音ルーテル教会の日本基督教団への参加と離脱の経緯を、現在手もとにある資料を基として、できるだけ資料そのままを提供するようにしたものである。これによつて見れば、はつきりした主張があつたこと

と、それにもかかわらず時局の波に流されたことがうかがえる。またその主張自体も悩みを内にひめている。そしてさらになおさまざまな問題が課題として感じられる。

(1) 宗教団体法は、教団結成の直接的要因となったのであるが、団体法自体の問題を、わが国の宗教法の歴史の中で考えなければならぬ。それとともに、法のたてまえとその実施に伴う当時の政府の思惑の間にも相違のあることを見なければならぬであろう。

(2) 一九四〇（昭一五）年、紀元二六〇〇年奉祝信徒大会における「大同団結」という予定稿のことばにおいて、具体的にどういうことが考えられていたのか。それに反して実際には「教会合同の完成を期す」とされたのであるが、この間の事情と意図はどのようなものであったのか。これがやがて、教団の性格についての異なる理解にも連なるわけであつて、この相違がどのように克服されたのかあるいは勢いの赴くままに、検討されることなくすぎたのを見なくてはならない。

(3) しばしば「伝道の使命を果す」ために、宗教団体法の下にある教会をつくり、ある程度の妥協をすることは已むをえなかつたといわれる。当時の状況を考えるとそれが大きな問題であつたことがうかがえる。しかし、伝道を続け、教会を維持するという大義名分には、それに伴う条件が必要とされる。同じ種類の問題をキリシタン迫害の時にも、また現代に対応する教会が考えられる時にも見ることができないであろうか。

(4) 日本基督教団結成以前に、まず信仰告白の原案が考え作成されたことは注目してよい。ところが、これに一致することができなくて、部制をとり多分に連盟的な性格をとることを容認した。そしてそのことは放置したまま部制解消に向つた。

したがつて、この部制解消がどういう経緯で考えられたか（多少は記録の中に明らかにされているが）、また各部においてどのように受けとられたのかは、注目すべき点である。

また、教団は戦後教会性を明らかに主張するようになり、信仰告白を制定したが、この時の問題と教団結成時ににおける信仰告白採用の挫折とは、どう相違したのであろうか。

教団は、いろいろな教派が離脱したのちも、それらの教派にかつて属した教職や教会が残留した例もあつて、全体的な合同教会の性格をもつという意識を強くもっていた。そのことが、教会性や信仰告白の問題にも影響を与えるようにならなかつたであらうか。

ルーテル教会は終始信条を強調したが、信条保有の自由を部制において確保しようとするとともに、共通の教団信仰告白にも反対ではなかつた。それはただ公約数的な信仰告白を、連盟としての性格を期待した教団にも求めたということなのであろうか。あるいはルーテル教会の信条書は、すべての者が告白する基本信条の解釈としての教理体系的な性格をもっていることが、このような態度をとることができるようにした理由となつたのであろうか。

(5) 戦時中の教会全般の動きの背景に、当時の国との関係が大きな影響を与えていた。単に外的、法的な問題ばかりでなく、精神的にも迎向するような面がなかつたのか。それがどれほどの役割を果たしたと考えられるのか。あるいは、そうした国との関係への反応が、直接的な影響を各教派に与えた教団に対する批判にすり変えられるようなことはなかつたのか。国家、しかも戦時中の国と教会との関係について、教会としての罪責をいろいろな面から検討してみなくてはなるまい。

(6) 教団の結成と進展にあつて、戦時中にすでに聖公会及びホーリネス系の教会は特別な位置に立つた。そのことの正確な知識や位置づけも、具体的な課題とならう。

(7) 離脱した日本福音ルーテル教会は、海外の支援教会と、戦前とは違った協力関係を結んだ。そこにはたしかに大きな進展がある。けれども、戦後の教会の成長過程には、ある意味では伝道の最初からのやり直し、繰返しをしなればならなかつたような側面がある。そのような戦後の歴史との関連の中で、教団離脱の際の問題も検討されるべ

き点があるのではなからうか。

教会そのものの成立についても、いろいろな見方が存している（前掲土肥昭夫「日本基督教団成立の歴史的検討」参照）。また教会法的な考えの欠如の指摘や、日本の教会ことに教団の性格に対する反省的検討もなされている。そのような問題は単に過去のことではなくて、現在の、そして将来のわが国の教会のあり方に深い関わりをもっている。ルーテル教会の教団との関わりも、まさにそういうこととして検討されなくてはならない。

そのためには、表面的でない、また一面的でない事実を正確に知ることが必要である。そういう意味での資料としてこれをまとめた。多くの足りない点を補い、欠けた資料を提供して頂けるなら誠に幸いである。

（本稿は一九七二年に「神大歴史資料室編」として公にしたものを、ほとんどそのまま再録したものであることをお断りしておく。）

### 参考資料

- 日本福音ルーテル教会總會記録  
 「るうてる」（日本福音ルーテル教会機関紙）  
 「福音新報」（日本基督教教会機関紙）  
 「日本福音ルーテル教会史」（六十年史） 福山猛編、日本福音ルーテル教会、一九五四年  
 “History of the Lutheran Church in Japan” B. P. Huddle, Board of Foreign Missions, U. L. C. A. 1958  
 「日本キリスト教合同史稿」 都田恒太郎、教文館、一九六七年  
 「日本キリスト教史論」 石原謙、新教出版社、一九七〇年

「日本キリスト教史」海老沢 大内著、日本基督教団出版局、一九七〇年

「日本基督教団史」日本基督教団史編纂委員会編、教団出版部 一九六七年

「東京教区史」日本基督教団東京教区、一九六一年

「日本の教会と信仰告白」堀光男、新教出版社、一九七〇年

「日本基督教団成立の歴史的検討」土肥昭夫、「福音と世界」新教出版社、一九七一年六、八、一〇月号

「続神学的自伝」北森嘉蔵、「兄弟」基督教学徒兄弟団、一九七一年度

「宗教法人の基礎的研究」井上恵行、第一書房、一九六九年

### 略年表（一九四〇―五〇）

一九四〇（昭和15）

三月六〜九 ルーテル第二〇回総会。「日本福音ルーテル教団」規則可決。

七月 救世軍幹部検挙

一〇月一五〜一六 ルーテル第二一回臨時総会。福音ルーテル教会と合同。

一〇月一七 皇紀二千六百年奉祝全国基督教大会。於青山学院。「合同の達成を期す」

一〇月一八 合同準備委員会発足（ルーテル教会委員、三浦 本田）

一九四一（昭和16）

二月二〜一四 合同準備会の信条委で信仰告白の草案を可決、しかし規則には教義の大要を入れることで流産。

三月二六 第八回合同準備会で「日本基督教団」の名称を定む。教義の大要、信徒生活の規定を定む。三三教派を含む。

四月一 宗教団体法施行。

四月 ルーテル総務会で「本教会の信条を維持継続しうる組織たることの条件」によつて教団参加を總會に提案することを決議。

五月一 ルーテル第二回總會に於て上記総務会提案を可決。

五月 救世団教団加入の申込み。

六月二四〜二五 日本基督教団創立總會。於富士見町教会。統理富田満。

一月二四 文部省教団を認可。統理部制解消の意表明。

一月二八 太平洋戦争勃発。

一九四二（昭和17）

六月 ホーリネス系三教会一斉検挙。

一月二四〜二五 教団第一回總會。於富士見町教会。部制解消決議。

一月二五〜二六 第五部教職練成会。ルーテル教会伝道五〇周年記念大会。

一九四三（昭和18）

三月三一 日本東部、西部、女子の三神学校に統合。ルーテル神学校は東部に吸収。

四月八 文部省部制廃止を認可。

六月 セブンスデーの全教師、有力信徒検挙。  
 七月 聖公会系単立教会（六〇余）教団参加。  
 一二月二四〜二五 教団第二回総会。東亜局設置。

一九四四（昭和19）

五月 賀川豊彦検挙

一二月一五 常議員会で信仰問答書可決。

一九四五（昭和20）

八月一五 敗戦

九月 国民総ざんげ運動

九月二〇 教団統理東久邇首相より令旨を受く。

一〇月 「政治・民権及び信教の自由に対する制限除去」の指令。

一二月 神道指令。宗教団体法廃止。宗教法人令。

一九四六（昭和21）

一月 天皇人間宣言。

福音同志会新しい議員による教団総会開催を求む。

四月二四 九州在住ルーテル系教職会合。

四月二八 日本基督教改革派教会独立。

六月七〜八 教団第三回臨時總會。ざんげの宣言。ルーテル会結成。

八月 ミラー博士再度来日。

一〇月一五〜一六 教団第四回總會。教憲制定。統理を廃し議長を代表者とす。信条制定委員会設置。

一〇月一七 京都においてルーテル教会再建準備会を組織。

十一月二〜一三 熊本においてルーテル系教職懇談会。

十一月 東洋宣教会、きよめ教会、救世軍独立。

一九四七 (昭和22)

一月二三〜二四 ルーテル教会再建總會。於熊本。

二月 ホーリネス教団など独立。

四月 日本バプテスト連盟独立。

一〇月 キリスト友会独立。

十一月二〜一四 ルーテル教会臨時總會。於熊本。教団離脱を決議。

## あとがき

しばらく間が空いてしまったが、ここに第五号をお届けする。西氏の論考は、「エッセイ」としていただいたものであるが、長文の力作であり、第二次世界大戦中、日本ではふたつのイースターが守られたことを実証する興味深いものである。論文扱いとさせていただいた。当時の記録が残存している教会の記録や、個人の日記などでこのことについて情報が得られるならば、ありがたい。徳善のものは、一九八七年秋のシカゴ滞在の際の資料に基づく研究であつて、ようやくひとつの責を果たしたことになる。間垣、坪池、江口、柏木諸先生には、もう大分まえのことになるが、戦争中のルーテル教会のことについて、いろいろお話しいただいた。どの先生にも、個人的にも、もつとお話しをうかがつておきたいと思つているのだが、その後間垣先生が急逝されたので、その機会をもつと作つておかねばならないと思わせられている。宝珠山氏のエッセイは、呼びかけに答えての投稿である。あの緊迫した五年の、自給に向けての思いと努力とが伝わってくるようなものを感じさせられる。日本福音ルーテル教会の日本基督教団参加と離脱の経緯は、石居正己氏によつて一九七二年に日本ルーテル神学大学歴史資料として記されたものであるが、我が教会の歴史を語る上において、この問題は避けて通れるものではないので、ここに石居氏の了承を得て再録した。

百年史といい、百年記念事業といい、すべては、日本福音ルーテル教会が共同体として、歴史を、それも神の民の一角をなす我が教会の歴史を共有していくものであるか、というところにかかつてくる。歴史を共有することのない民族や共同体は滅びるといふ。そうならば、事は重大である。この論集も、本件である『百年史』ともどもこれにいささかなりと貢献していきたいのである。

お世話いただいたきた大高氏が病に倒れられたので、この号の出版には、事務局の長尾先生と印刷の精文堂印刷株式会社に格別のご尽力をいただいた。心から感謝申しあげる。

百年史委員会 委員長 徳善義和

日本福音ルーテル教会百年史論集 第5号

---

1991年10月20日発行

定価 1000円  
(本体 970円)

発行者 内海 望

発行所 日本福音ルーテル教会 162 東京都新宿区市谷砂土原町1-1

編集者 日本福音ルーテル教会百年史委員会

印刷所 精文堂印刷株式会社

---

『百年史論集・第1号』A5判 104ページ 定価1000円(税込)

内容「日本における都市伝道について」隅谷三喜男

「アメリカのルーテル教会 日本伝道開始のころ」徳善義和

「礼拝式文史」前田貞一

「エッセイ・隣人にキリストを」西 恵三

「日本福音ルーテル教会と社会問題との関わり」古財克成

『百年史論集・第2号』A5判 96ページ 定価1000円(税込)

内容「アメリカ・ルーテル教会の世界伝道」(その1) ヴィクナー

「山内量平評伝」(その1) 坂井信生

「座談会・教会建築の歴史と現代」(その1)

「エッセイ・初めに言があった」西 恵三

「書評・博多ルーテル教会80年史」白川 清

「日本のルーテル教会の歴史叙述」徳善義和

『百年史論集・第3号』A5判 100ページ 定価1000円(税込)

内容「アメリカ・ルーテル教会の世界伝道」(その2) ヴィクナー

「山内量平評伝」(その2) 坂井信生

「座談会・教会建築の歴史と現代」(その2)

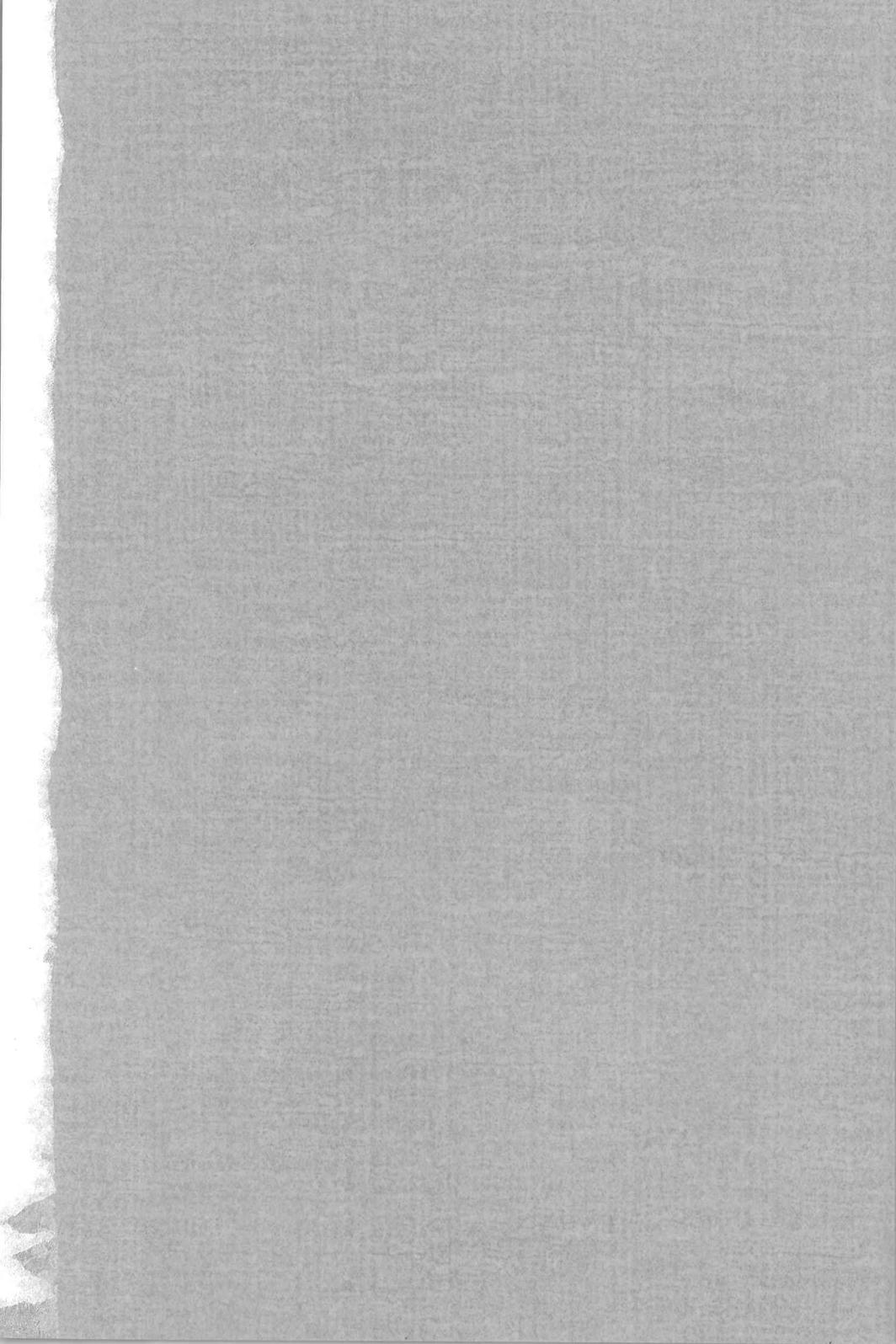
「エッセイ・青年・学生伝道」西 恵三

『百年史論集・第4号』A5判 94ページ 定価1000円(税込)

内容「わが教会の文書伝道のあゆみ」青山四郎

「エッセイ・岸先生と私」中尾忠雄

「日本福音ルーテル教会のディアコニアの歴史と働き」門脇聖子





定価 1000円 (本体 970円)